第1章～第3章

東京都障害者短期入所説明会

障害者短期入所事業

≪令和7年度版≫

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

令和7年11月

第1章　短期入所事業の概要

1　障害者短期入所とは　P　2
2　利用者・事業者と関係機関等　P　3
3　短期入所の形態　P　4
4　短期入所の形態ごとの基準　P　5
5　職員の役割及び業務内容等　P　6
6　短期入所の建物及び設備基準等のポイント　P　7
7　運営上の基準　P　8
8　利用者負担額　P　12

第2章　申請・届出

1　申請／届出　手続の概要　P　14
2　新規事業所開設までの流れ　P　15
3　変更届等の提出について　P　25
4　東京都障害者サービス情報のご案内　P　26

●お問合せ先●

〇お問合せの内容により、所管部署が異なります。第4章資料最終ページの問合せ先一覧でご確認ください。

〇申請に関する事項は以下の担当までご連絡ください。
公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室
TEL　03－6302－0286
FAX　03－5388－1408

〇運営、制度に関する事項は以下の担当までご連絡ください。
東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当
TEL　03－5320－4151
FAX　03－5388－1408
E-mail　S1140702@section.metro.tokyo.jp

〇個別相談も行っております。電話・来庁どちらでも可。
来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

〇受付時間
月曜から金曜（祝日を除く）
9:00～12:00　13:00～17:00

第3章　国報酬・都加算

Ⅰ　国報酬関係について

1　地域区分について　P　29
2　短期入所サービス費（基本報酬）　P　30
　医療型対象者　P　32
　判定スコア　P　33
3　短期入所サービス費の算定方法について　P　35
4　【国報酬】各種加算について～概要～　P　37
5　【国報酬】各種減算について～概要～　P　44
6　【国報酬】各種加算について～個別～
　①　短期利用加算　P　46
　②　常勤看護職員等配置加算　P　47
　③　重度障害者支援加算　P　48
　④　単独型加算　P　49
　⑤　医療連携体制加算　P　50
　⑥　食事提供体制加算　P　55
　⑦　緊急短期入所受入加算　P　56
　⑧　定員超過特例加算　P　57
　⑨　送迎加算　P　58
　⑩　医療型短期入所受入前支援加算　P　59
　⑪　集中的支援加算　P　60
　⑫　福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等　P　62

Ⅱ　都加算について

7　都加算制度の概要　P　74
8　都加算単価表　P　75
9　医療連携体制加算・精神科医療連携体制加算　P　77
10　都加算補助要件①（第三者評価受審）　P　80
　都加算補助要件②（事業計画の作成等）・③（書類の保存）　P　82

第1章

短期入所事業の概要

1　障害者短期入所とは

1　障害者短期入所事業の根拠

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』の第5条第8項に次のとおり定められています。

「「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」

2　短期入所の利用者像

自宅において介助を行う者が病気などの理由により介助を行うことができない場合、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等

①障害支援区分1以上である障害者

②障害児に必要とされる支援の度合いに応じてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

3　短期入所における支援

入浴、排せつ、食事、着替え、移動等の介助、見守りやその他必要な支援

2　利用者・事業者と関係機関等

【相関関係概略図】

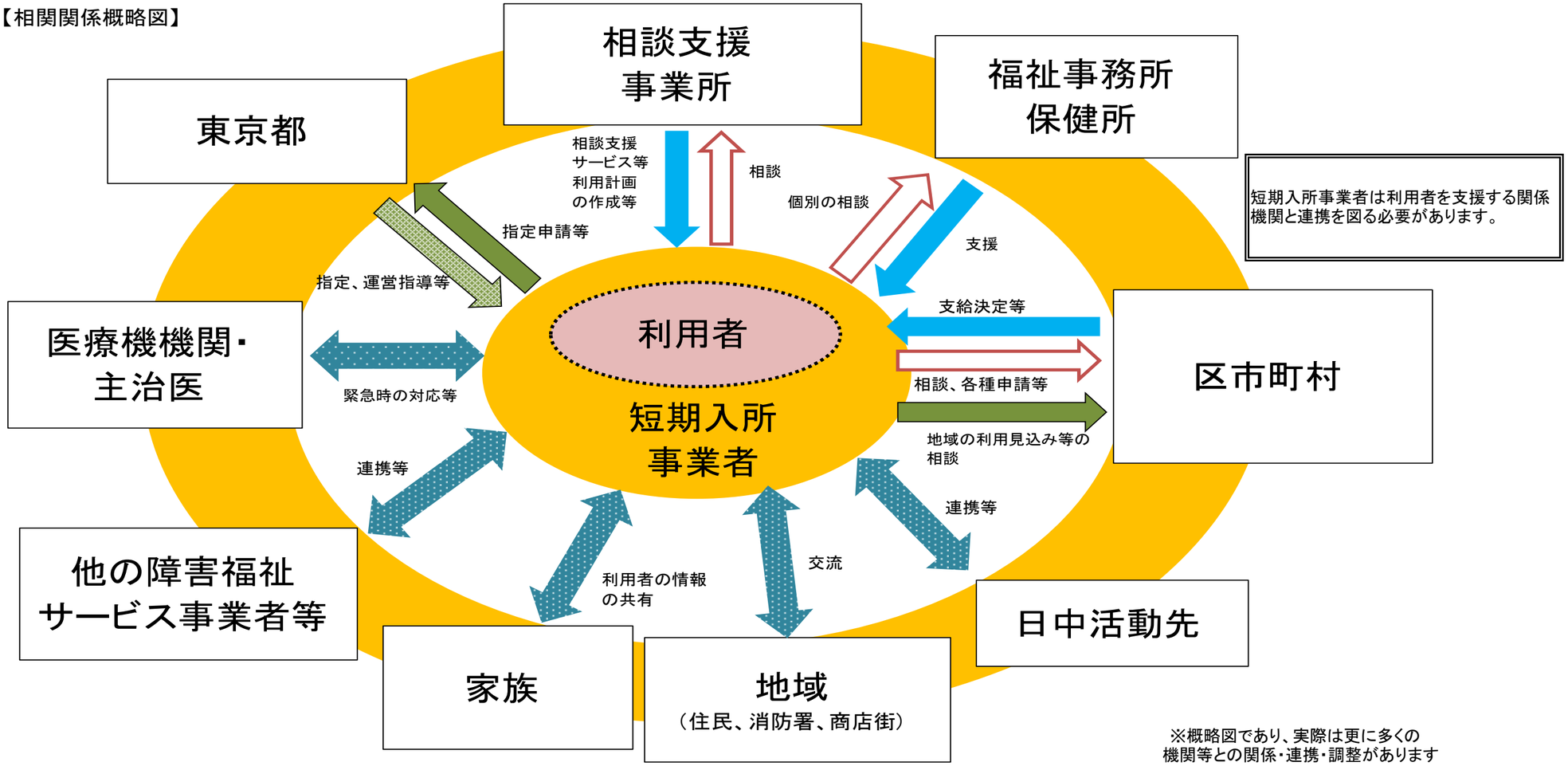

○「東京都」
　都は、法人からの申請に基づき、短期入所事業者の指定や届け出ている申請内容などの変更手続きを行います。
　また、短期入所運営法人に対して運営指導や助言等を行います。短期入所運営所管である居住支援担当では、地区別に担当者を設置しており、短期入所の運営に係る相談などを受けています。（※届出等の相談窓口及び届出先は東京都福祉保健財団です。）

○「区市町村」
　支給決定の実施主体として、短期入所の利用を希望する障害者に対して、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定をし、相談の支援等を行います。給付費等報酬の審査や助成などは、実主体である区市町村が行っています。
　また、虐待通報の窓口であるとともに、住民に最も身近な行政庁として苦情に対応する機関であることから、短期入所事業者に対して、調査、運営指導、助言を行います。

3　短期入所の形態

●短期入所の事業所形態は併設事業所・空床利用型事業所・単独型事業所の3種類あります。

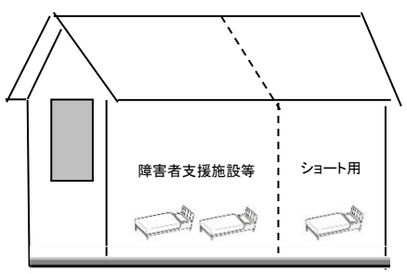

○併設事業所
指定障害者支援施設等（※）に併設され、専ら指定短期入所用の居室において、当該指定障害者支援施設等と一体的に指定短期入所の運営を行う事業所

◆複数定員の居室を短期入所の居室として指定した場合、その居室は短期入所利用者しか利用できない。

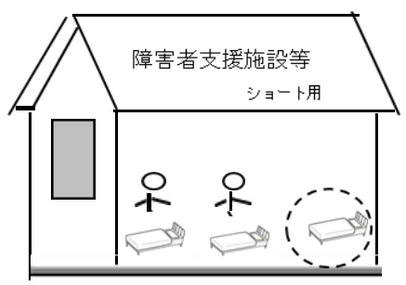

○空床利用型事業所
利用者に利用されていない指定障害者支援施設等(※)の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所

◆複数定員の居室内で短期入所と指定障害者支援施設等の利用者が同室しても可

○単独型事業所
指定障害者支援施設等（指定共同生活援助事業所、指定宿泊型自立訓練事業所等を除く）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所

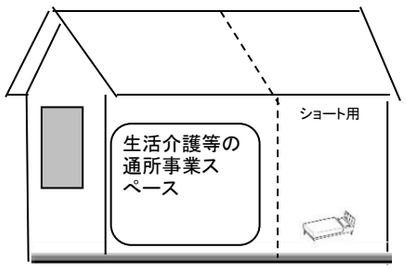

〈例①〉
日中活動系サービス事業所や訪問系サービス事業所に併設している居室において行う形態

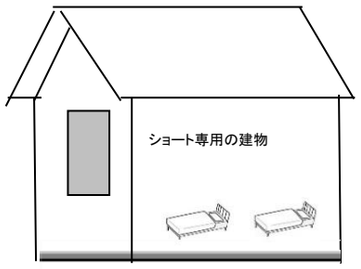

〈例②〉
併設サービスが無く、短期入所のみを行う形態

※指定障害者支援施設等・・・指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設
指定共同生活援助事業所（グループホーム）、指定宿泊型自立訓練事業所を含む。

4　短期入所の形態ごとの基準

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>併設型</th><th>空床利用型</th><th>単独型</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利　用　者</td><td colspan="3">【福祉型・福祉強化・福祉強化特定】
●障害支援区分が区分1以上である障害者
●障害児に必要とされる支援の度合に応じてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</td></tr>
<tr><td colspan="3">【医療型】
●遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス内容</td><td colspan="3">入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援</td></tr>
<tr><td rowspan="3">人員配置基準</td><td>管理者</td><td colspan="3">原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務兼務可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活支援員等</td><td colspan="2">【共同生活援助・宿泊型自立訓練】
※併設事業所のサービス提供時間帯
グループホーム・宿泊型自立訓練の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
※左記以外の時間帯
利用者：生活支援員
＝6：1以上

【それ以外】
当該施設の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</td><td>利用者：生活支援員＝6：1以上

※指定生活介護事業所等（※）で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者の数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設備基準等</td><td>設置場所</td><td colspan="2">●指定障害者支援施設等
（指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設。指定共同生活援助事業所（グループホーム）、指定宿泊型自立訓練事業所を含む。）</td><td>●短期入所のみの事業所
●指定生活介護事業所等
（指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、児童福祉法第21畳の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所）</td></tr>
<tr><td>定員</td><td colspan="3">1名以上</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>併設事業所及び併設本体事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる。</td><td>その居室を利用する当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。</td><td>●居室･･･1つの居室の定員は4人以下
地階には設けてはならない。
1人あたりの床面積は8平方メートル以上
（収納設備等を除く。）
寝台又はこれに代わる設備を備える。
ブザー又はこれに代わる設備を設ける。

●食堂･･･食事の提供に支障がない広さ
必要な備品を備える。

●浴室･･･利用者の特性に応じたもの

●洗面所・便所･･･居室のある階ごと
利用者の特性に応じたもの</td></tr>
</table>

5　職員の役割及び業務内容等

	役割及び業務内容	勤務条件
管理者	【役割】 事業所の全体のマネジメント 【業務内容】 ・　利用者の安全確保 ・　防犯、防災対策 ・　適切な職員配置 ・　損額賠償に関する業務 ・　行事、地域交流等の実施 ・　関係機関との連携 ・　職場環境の改善 ・　住居設備の維持管理と環境整備 ・　計画的な予算執行と運営管理 ・　事業報告書の提出 ・　利用者の健康管理(健康診断等) ・　虐待防止や人権擁護に関する職員教育 ・　従業者の勤務・評価等の管理 ・　組織のルール作り ・　利用者に対するアセスメント ・　サービス提供内容の管理 ・　サービス提供プロセスの管理 ・　サービス提供記録の管理 ・　従業者の相談・助言 ・　利用者からの苦情の相談 ・　事業所内の支援に係る会議の開催　等	原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）
生活支援員等	【役割】 入所者の直接介助 【業務内容】 食事や入浴、排せつ等の介助、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行う。	非常勤や兼務も可能

6　短期入所の建物及び設備基準等のポイント

1　建築関係法令等

〇建物用途、壁の性能、各部屋の広さなど建築基準法や建築関係条例等の関係法令に適合していなければなりません。
〇専門的に知識を有する建築士等へ適宜ご相談いただくなど、建築関係法令等の適合状況について、事前に必ず確認してください。
〇また、それぞれの障害者の特性に応じた支援を行うために、障害者総合支援法等の関係法令に適合している必要があります。
〇既存物件を障害福祉サービス事業所として使用するには、用途変更の手続きが必要となる場合があります。無届けの増築がされていたり、建築確認済証や検査済証等の建築確認書類が揃っていなかったりすると、用途変更の手続きができない場合があります。特に賃貸物件については、事前に貸主等と打ち合わせを行い、当該建物で確実に事業が運営できるかを確認してください。
〇建築基準法上、用途変更の申請手続きが不要な場合でも、用途変更後の実態が関係法令等に適合している必要があります。（建築基準法上の用途と各種条例における用途が異なる場合がありますので、各法規・条例ごとに確認する必要があります）
〇新規で短期入所を開設する場合等には、建物の状況等について確認させていただきます。

2　防災対策

①　消防用設備
消防法改正により、平成27年度より重度の障害者が一定以上入居する短期入所においては、原則スプリンクラーなどの消防用設備の設置が義務付けされました。
消防法令上必要となる消防用設備等については、所管の消防署の指示に従ってください。なお、新規で短期入所を開設する場合には、消防署への相談内容を記載していただく様式（関係機関相談状況確認書）を提出していただきます。
②　消防署の指導と地域との交流
短期入所開設の際には、事前に所管の消防署に相談していただくことになりますが、運営を開始した後でも、防災についてのアドバイス等を受けるなど、地元消防署と協力体制を構築していくことが求められます。また、防災については、地域一丸となって取組むことも重要となるため、日頃から地域の防災訓練や自発的活動等に積極的に参加するなど、できるだけ地域への貢献や交流を図ることが望まれます。

3　耐震基準

昭和56年に、建築基準法の耐震基準が変更されました。短期入所を指定するに当たり、旧耐震基準の建物かいわゆる新耐震基準に適合した建物かを確認させていただくため、新規で短期入所を開設する場合等には、「社会福祉施設等における耐震化に関する調査票」を提出していただきます。
なお、都では「東京都長期ビジョン」において、2020年度末までに短期入所を含む全ての社会福祉施設等について新耐震基準の建物にするという目標を立てておりました。そのため、今後短期入所を設置する際には、新耐震基準の建物を活用していただきますようお願いいたします。

7　運営上の基準（抜粋）

★障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

★条例：東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日条例第155号）

提供拒否の禁止

第11条（準用）

・　指定短期入所事業者は、正当な理由なく、指定短期入所の提供を拒んではならない。正当な理由がある場合とは以下のようなものです。

①当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合

②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

③当該事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種別を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

④入院治療が必要な場合

心身の状況等の把握

第16条（準用）

・　指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

サービスの提供の記録

第19条（準用）

・　指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

・　指定短期入所事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

業務継続計画の策定等

第33－2条（準用）

令和3年度の報酬改定に伴い、令和6年度から「業務継続計画」の策定その他の取組が義務化されました。
短期入所は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供が受けられるよう、サービス提供を継続的に実施し、及び非常時の体制での業務再開を図るための「業務継続計画」を策定しなければなりません。
具体的には、
（ア）感染症に係る業務継続計画、及び
（イ）災害に係る業務継続計画を策定し、当該計画に従って、職員の研修及び訓練（シュミレーション）を年1回以上実施する

業務継続計画の内容としては、
（a）平時からの備え・対応（ライフライン途絶時の対策・必要品の備蓄）
（b）緊急体制を発動させる基準や初動対応
（c）関係機関や地域との連携・情報共有など　　が挙げられます。

身体拘束等の禁止

第35－2条（準用）

令和3年度報酬改定に伴い、令和4年度から身体拘束の適正化に関する以下の取組が義務化されました。
・身体拘束を行う場合、その態様、時間、状況ならびに理由等の記録
・対策を検討する委員会の定期的な開催と、検討結果の従業者への周知
・身体拘束の適正に関する指針の整備
・従業者への研修の実施

事故発生時の対応

第40条（準用）

- 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

虐待防止

第40－2条（準用）　＜虐待防止法15条＞

令和3年度報酬改定に伴い、令和4年度から虐待防止・権利擁護に関する以下の取組が義務化されました。
・虐待防止委員会の設置・開催と検討内容の従業者周知
・虐待防止等のための責任者の設置
・従業者への研修の実施

- 利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者(児)施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なわせるものです。事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応をしなければなりません。虐待に関わる取組について、以下のとおり確認・徹底してください。

① 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制
- 運営規程への定めと職員への周知
- 虐待防止の責任者を設置する等の体制整備

② 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施
- 全職種を対象とした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- 事例検討

③ 虐待を防止するための取組
- 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場作り
- 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

④ 通報義務について
・障害者虐待(疑い含む)については、障害者虐待防止法に基づき区市町村へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。
・また、虐待を含む事故等の発生時には、障害者総合支援法に基づき、直ちに必要な措置を講じるとともに、都に報告をしてください。

会計の区分

第41条（準用）

- 指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計とを区分しなければならない。

記録の整備

第42条（準用）

- 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
- 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年以上保存しなければならない。

勤務体制の確保等

第68条（準用）

- 指定短期入所事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 指定短期入所事業者は従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 指定短期入所事業者は職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている.

非常災害対策

第70条（準用）

- 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 指定短期入所事業者は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

衛生管理等

第90条（準用）

令和3年度報酬改定に伴い、令和6年度から感染症の発生及びまん延の防止等に関する以下の取組が義務化されました。
・委員会の設置・開催と検討内容の周知
・感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針の整備
・研修の実施
・訓練（シュミレーション）の実施

掲示

第92条（準用）

- 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

指定短期入所の取扱方針　＜令和6年度報酬改定で下線部明記＞　R6報酬改定

第121条

- 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
- **指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。（第57条第2項と同趣旨）**
- 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。**（第25条第3項と同趣旨）**
- 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（第57条第2項の解釈）

意思決定支援ガイドラインを踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則**に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ア　本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
イ　職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
ウ　本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。

（第25条第3項の解釈）

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

★「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf

＜意思決定支援の流れ＞

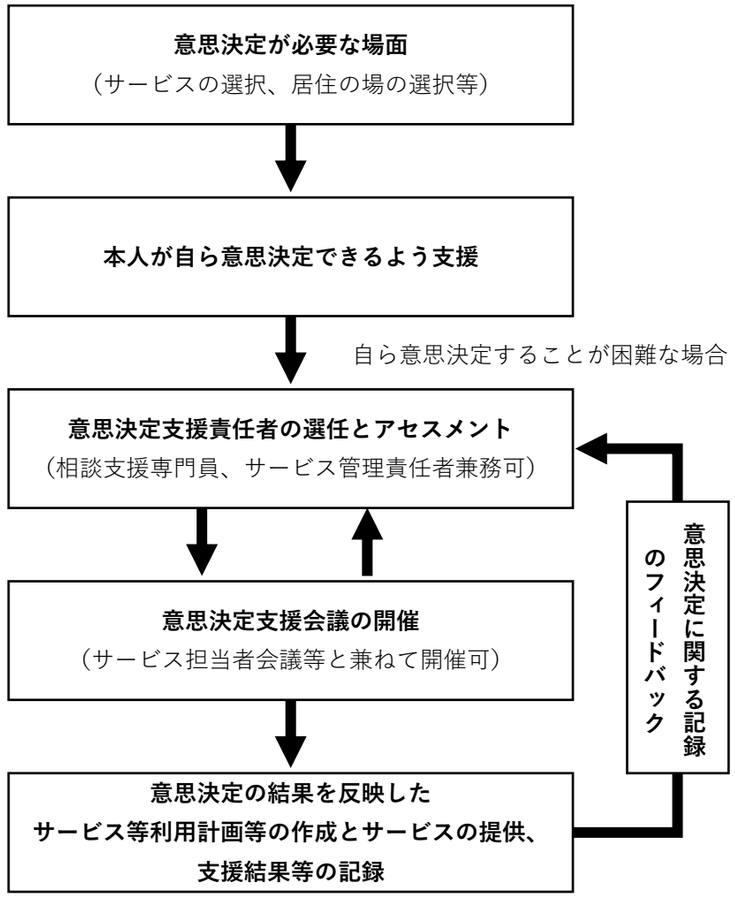

8　利用者負担額

★文書により事前に説明を行い、文書により同意を得ること。また、運営規程への記載及び見やすい場所への掲示を行うこと

●サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によって各区市町村長が定める額

●その他次に掲げる費用

○　食事の提供に要する費用

・朝食　△円
・昼食　△円
・夕食　△円

※低所得者等については食材費のみ徴収。食事提供加算の算定については「第3章　6【国報酬】各種加算について～個別～」を参照

○　光熱水費　　1日　△円

○　日用品費　　実費

○　その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

◎「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」
（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５４５号）
◎「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
（平成１８年１２月６日障発第１２０６００２号等職通知（平成26年3月31日障発0331第22号改正厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））

第2章

申請・届出

1　申請／届出　手続の概要

新規指定申請

○ 短期入所を開設するには指定申請を行う必要があります。
⇒ **「２　新規事業所開設までの流れ」を参照**

事業所増設（新規指定申請）

※事業所を増設する場合は、新規指定の必要があります。

事業所の移転

※事業所の移転の場合、設備基準を満たしているか確認が必要になりますので、変更の3か月前にはご相談ください。現地確認が必要な場合があります。

＜東京都から大切なお知らせ＞

令和４年度より、**直近１年以内での事業者向け説明会への御参加を、来庁相談を承る条件**としております。

新規事業所指定等を御検討いただく際は、予め説明会に御参加いただき、内容を御理解いただいた上で、次ページ以降に御案内する事前準備を進めていただきますようお願いいたします。

事前の来庁相談が必要です。次ページ以降の注意事項をご確認の上、来庁してください。

変更の届出

○ 指定申請書類の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。
⇒ **「３　変更届等の提出について」を参照**

定員増・定員減

※定員増（定員減）の場合、設備基準を満たしているか確認が必要になりますので、変更の2か月前にはご相談ください。現地確認が必要な場合があります。

2　新規事業所開設までの流れ

【概要】

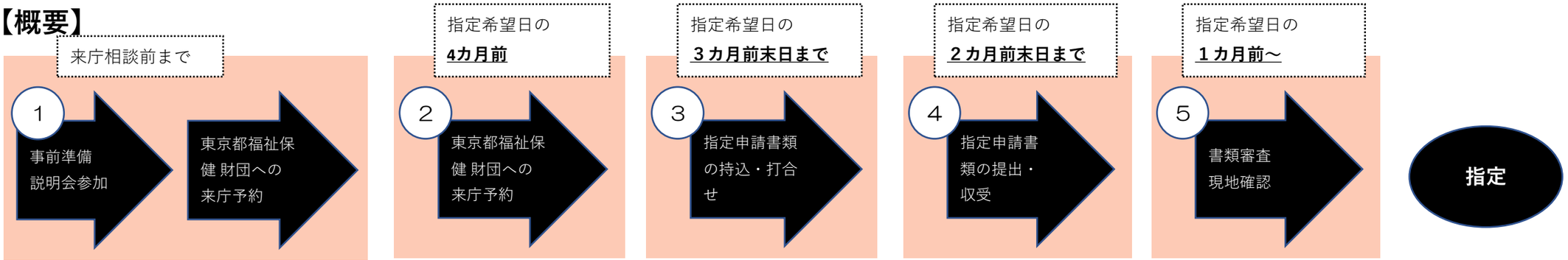

【具体的な流れ】

1　事前準備

来庁相談前まで

事業者向け説明会の参加

令和４年度より、直近１年以内での事業者向け説明会への参加を来庁相談を承る条件としております。事前準備のいずれかの時期に管理者等が御参加ください。
（管理者以外の方も御参加いただけます）。来庁相談は、説明会に参加した管理者等が御対応ください。（説明会に出た管理者等が変わった場合はリセットされます）
なお、説明会参加後1年間は、同一法人で同一人物による再度の説明会参加は不要です。

①法人格の取得

短期入所の運営には法人格が必要です。法人登記及び定款の目的に障害福祉サービスの運営の旨の記載が必要になります。
記載の仕方は「障害者サービス情報（https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-001）」をご覧ください。

②事業計画の作成

重要！

短期入所事業者として、どのような短期入所を作りたいのか、事業計画を作る必要があります。

□法人としての運営理念・方針	法人としてどのように短期入所を運営していくのか。利用者がどのように過ごす短期入所にしたいのか（緊急受入又はレスパイトを目的とする等）。
□利用者像	障害種別、障害支援区分、日中の活動先、男性・女性等の想定
□支援の内容	定員数、短期入所内で行う支援の具体的な内容（入浴、排泄、食事などの介助や調理、洗濯、掃除などの家事、その他日常生活上の支援等）、支援の1日、利用者負担の想定
□実施地域	どこで短期入所を開設するのか、どのような地域の環境か。
□連携する機関の想定	区市町村、病院、相談支援事業所　等
□収支見込	具体的に給付費等をベースにシュミレーション

参考あり
（来庁時相談シート②）

③市区町村の障害福祉課に相談

◀ 指定申請時に相談状況の確認を行います

②の事業計画をもとに、区市町村に相談をしてください。その上で、**各区市町村における利用者の見込み等ニーズの把握を行ってください**。区市町村との相談を踏まえ、必要に応じて、事業計画の変更を行ってください。

＜地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定＞
令和6年4月1日以降、都道府県が行う障害福祉サービス等の事業者指定等に対し、区市町村が意見を申し出ることができる仕組みが開始されました。東京都は、区市町村からの意見を勘案し、必要に応じ条件を付した上で指定等を行います。（資料4参照）

④物件の確保

□ 既存賃貸物件の活用か、整備費補助による創設・改修等か。	□ 賃貸の場合、賃貸人の了解は得ているか。
□ ②の事業計画における支援ができる間取り、設備、地域の環境等か。	□ 設備基準を満たす物件か。（※）
□ 地域性を考慮しているか。（利用者の日中活動先へのアクセス、近隣住民との関係性等）	□ 建築関係法令（建築基準法、バリアフリー法など）に適合しているか。

※「第１章　６　短期入所の建物及び設備基準等のポイント」をご確認ください。

⑤消防署等との相談（必要な設備等に関すること）

◀ 指定申請時に相談状況の確認を行います

具体的な相談になるよう、建物の中で、どのような利用者が入居し、どのような事業を行うのか事業計画に沿って説明してください。

⑥人員の確保に係る計画の作成

管理者、生活支援員の募集等が必要です。人員確保に係る手段及びスケジュール等を計画する必要があります。
※「第１章　３　短期入所の形態」、「第１章　５　職員の役割及び業務内容等」を確認ください。

⑦医療機関との提携に係る準備

利用者の病状の急変等に備えるため、事業者はあらかじめ協力医療機関を定めておかなければなりません。また、歯科医療機関も定めるように努めなければなりません。いずれも、できるだけ短期入所から近距離が望ましいです。医療機関にも事前に依頼し、指定前には協定等を締結する必要があります。

東京都福祉保健財団への来庁予約

上記の準備を終えた上で、
（賃貸借契約等の締結前に）
来庁予約をお願いします。

必ず電話による来庁日の事前予約（日程調整）をお願いします。
※予約をせずに来庁された場合は、対応できない場合がありますので、御了承ください。
※受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の９:００～１２:００及び１３:００～１７:００です。
時間内に受付業務が終了するよう、 時間に余裕を持ってお越しください。

２東京都福祉保健財団への来庁相談

指定希望日の４か月前

① 来庁の際には「来庁時相談シート（①事業概要・②事業計画書）」「物件の周辺図」「物件の平面図」それぞれ２部ずつ御持参 ください。

※「来庁時相談シート」は、法人の計画する短期入所事業について、確認するためにお願いしています。御協力をお願いいたします。

② ①の書類に基づき、財団からは、開設を目指す理由、事業計画について伺いますので、御説明をお願いします。
また、事前準備の進捗についてお伺します。今後の指定までの流れについて、御案内いたします。

③ 書類の受付時に、③のとおり、御説明をいただくため、書類の持ち込みは来庁にてお願いします。郵送による送付は、御遠慮ください。

〈来庁相談の注意点〉

① 財団への相談の際は、事前に事業者向け説明会へ御参加いただいた管理者等の運営法人担当者が必ずお越しください。設計業者、行政書士、運営・経営コンサルタント等の同席を禁止するものではありませんが、指定申請は運営法人が責任を持って行っていただくものです。そのため、必ず運営法人担当者の方が事業計画を御説明ください。トラブル回避のためにも御協力お願いいたします。

② 書類は、提出用と事業所保管用の２部を作成し、１部は事業所において必ず保存管理してください。

③ 指定申請のご相談は、本事業者向け説明会資料の内容を御理解いただいた前提で対応させていただきます。

3 指定申請書類の持込み・打合せ

指定希望日の３か月前末日まで

- 指定希望日の３か月前までにご来庁の上、指定申請書類を御持参ください。
  ※指定申請書類・・・「東京都障害者サービス情報」＞「書式ライブラリー」より必要書類をダウンロード

※上記の来庁相談の手続及び来庁相談の注意点を参照

- 事前準備の状況、事業計画、各機関との調整状況、申請内容に関する説明をお願いいたします。
- 書類・調整状況に不足及び不備がある場合には、再来庁の上、改めて御説明及び御提出をお願いします。

4 指定申請書類の提出・収受

指定希望日の２か月前末日まで

- 提出希望日の２か月前の末日までに、書類の提出及び収受が行えるよう、書類に不備・不足がないよう整えてください。
- **書類に不備・不足がある場合には、指定希望日に指定することができない場合があります。あらかじめ御了承ください。**
- **軽微な修正（誤字・脱字、記入漏れ等）がある場合には、下記５の期間中に対応をお願いすることがあります。**

担当との調整

5　書類審査・現地確認

指定希望日の１か月前～

①書類審査

● 収受した指定申請書類の審査を行います。その際に発生した書類の修正については、改めてご対応をお願いします。

②現地確認

● 現地の設備等を確認するため、財団の職員が申請のあった短期入所事業所所在地に伺います。

※ 毎月15日ごろから順次実施します。月の初旬に日程調整させていただきます。

● 現地確認のポイント

□指定が可能か否かを調査するため、現地確認の時点において開設可能な状態に していただく必要があります。

（備品の搬入、引っ越しの片付けが済んでいない等の状態は不可。）

□消防署の現地確認は財団の現地確認前に必ず完了している必要があります。

なお、消防署の現地確認の結果については、**消防署の発行する検査結果通知書の写しの提出をもって、指摘事項がないことを確認させていただきます**。

□設備上の不備がある場合は指定予定年月日に指定することはできません。

（指定基準を満たしていない、消防の指導による設備の設置が完了していない、改修工事が完了していない等の状態は不可。）

指定・事業所開設

新規指定までのスケジュール（例）

※１２月１日が指定希望日の場合

～7/30	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1
●事前準備 ●説明会への参加 ●財団への来庁予約	●財団への来庁相談	●９/３０〆 指定申請書類案の 準備・打合せ	●１０/31〆 指定申請書類の 提出・収受	財団の審査期間 ●財団の 現地確認 都の指定に係る 決済期間	●12/1 指定・事業開始

来庁時相談シート①　事業概要

ご相談の件数が非常に増加しております。順次来庁の相談を入れているため、ご来庁の相談をいただいてから実際に来庁をいただく日まで1か月以上かかるケースもございますので、ご注意ください。

初回来庁日：令和　　年　　月　　日

説明会受講チェックリストの正解数：　　点/15点満点

【来庁者】 ※ 名刺をいただける方は、説明会参加回のみ御回答ください。

法人格・法人名	
来庁者氏名	
来庁者役職	
電話番号	
E-mail	

来庁者の説明会参加回：　令和　　年　　月　開催分

法人情報についてご回答ください。

◆現在法人が運営している事業名に✓を入れてください。
※ 現在法人が運営している事業がない場合は、過去に携わったことのある事業

☐ 共同生活援助（グループホーム）　☐ 短期入所（ショートステイ）
☐ 相談支援　（ ☐ 一般相談　☐ 特定相談　）
☐ 障害者支援施設　☐ 療養介護　☐ 生活介護　☐ 自立訓練　☐ 自立生活援助
☐ 就労系　（ ☐ 就労移行支援　☐ 就労継続支援A型　☐ 就労継続支援B型　）
☐ 居宅系　（ ☐ 居宅介護　☐ 重度訪問介護　☐ 行動援護　☐ 同行援護　）
☐ 障害児支援　（ ☐ 障害児入所　☐ 障害児通所　☐ 障害児相談　）
☐ 高齢者サービス　（　　）☐ その他　（　　）

【来庁目的】

◆本日の来庁目的を以下の中から選んでください。
（選択してください）
⇒ 開設（変更）予定年月：　令和　　年　　月

◆通所施設等整備費補助金（新築・改修等）の申請状況を選んで、✓を入れてください。
☐ 申請予定有　→下の①②へ　☐ 申請予定無
① 生活基盤整備担当へ相談　☐ 済　☐ 未
② 補助予定時期　令和　　年第　　期

【関係機関との相談・確認状況】

◆区市町村　担当部署：
注意事項等（　　）

◆消防　消防署名：
設置指示のあった設備に✓を入れてください。
☐ 消火器　☐ 自火報機　☐ 誘導灯　☐ スプリンクラー　☐ その他（　　）

◆建築
該当する建築基準法上の建物用途に✓を入れてください。
☐ 児童福祉施設等　☐ 寄宿舎　☐ 共同住宅　☐ その他（　　）
設置指示のあった設備に✓を入れてください。
☐ 防火壁　☐ 常時開閉式ドアクローザー　☐ 網入り窓ガラス　☐ その他（　　）

◆協力医療機関
☐ 協定書締結済　☐ 協定書は未締結だが依頼済　☐ 未定
病院名：　　診療科目：
事業所から協力医療機関までの距離　（選択）　分

【事業所の概要】

事業所について（利用者像・実施地域）

事業所名称	
所在地	

※アクセス：　　線　　駅から　（選択）　分

◆事業種別　（選択してください）

◆施設区分　（選択してください）

◆同一建物で行う事業（併設・合築含む）

◆事業所定員　　名　（変更前：　　名）

◆主たる対象　☐ 知的　☐ 精神　☐ 身体　☐ 難病　☐ 障害児
・利用予定者の障害支援区分　☐ 1　☐ 2　☐ 3　☐ 4　☐ 5　☐ 6
・利用予定者の性別　（選択してください）

◆物件の種別　（選択してください）　→マンション等の場合　☐ ワンルームタイプ　☐ 複数居室タイプ
・建物　（選択してください）　→賃貸の場合　（賃料：月　　円）
築年数（　　年）　☐ 鉄骨　☐ 木造　☐ その他（　　）　新耐震基準：　（選択）
・土地　（選択してください）

◆近隣挨拶等　（選択してください）
※「実施済」「今後実施予定」の場合⇒実施時期・方法（　　）

【アンケート】事業開始に当たり、見学した（予定）事業所や確認した法令、ガイドライン等を教えてください。

相談シート①に記載いただいた項目の詳細は、相談シート②事業計画にご記載ください。

◆新規開設　初回来庁時　持参リスト（例）

☐ 来庁時相談シート①事業概要
☐ 来庁時相談シート②事業計画書　（事業計画に関するマニュアル・手順書等があれば合わせてお持ちください）
☐ 物件の図面　（各居室の内法㎡数（収納スペース除く）が記載されたもの）
☐ 物件の周辺地図　（周囲の生活環境（住宅地・商業地区等）及び最寄り駅までの距離などが分かるもの）
☐ その他参考資料　（既存事業のパンフレット等）

原則、職員２名で対応いたします。そのため、申請法人の御担当者様用以外に、「提出用」で更に２部御持参いただけますと、来庁相談をスムーズに始めることが出来ます。御協力いただけますと幸いです。

来庁時相談シート②　事業計画書

※現時点で想定している内容で構いません

新規開設の場合は必ず事業計画書を作成してお持ちください。

0
0

1　事業目的・運営方針

〇短期入所開設理由・目的、その他法人理念・障害福祉への思い等　※区市町村との相談状況（地域のニーズ）等踏まえて

2　職員体制

〇職員体制・確保状況（見込み）

職種	総人数	障害者短期入所		その他の障害福祉		未経験者数		確保状況	(募集中の場合) 今後採用人数・時期・応募状況
		経験者数	うち有資格者	経験者数	うち有資格者		うち有資格者		
管理者									

〇職員配置時間　※職種ごとに記載願います。（記載例）生活支援員①5:00-10:00、生活支援員②16:00-22:00、生活支援員③22:00-5:00（休憩1:00-2:00）

3　年間スケジュール（職員研修・委員会・行事予定等）

1)実施時期に〇を入れてください。

2)＊は法令で定められているものです。＊＊は都加算の要件です。

項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	エラーチェック
研修：虐待防止*	年1回以上													NG
研修：身体拘束適正化*	年1回以上													NG
研修：感染症対策*	年2回以上													NG
研修：ＢＣＰ*	年1回以上													NG
研修：障害理解**	年1回以上													NG
研修：その他	ー													
委員会：虐待防止*	年1回以上													NG
委員会：身体拘束適正化*	年1回以上													NG
委員会：感染症対策*	3月に1回以上													NG
委員会：その他	ー													
地域連携推進会議*	年1回以上													NG
訓練：感染症対策*	年2回以上													NG
訓練：消防避難*	年2回以上													NG
訓練：ＢＣＰ*	年1回以上													NG
行事等	ー													

3)以下、黄色セルに数字等を入力してください。

個別支援計画の更新	サービス管理責任者は個別支援計画の実施状況の把握を行い、少なくとも		ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行う。			
第三者評価の受審		年に１回受審する。				
変更届の提出締切	報酬が増える変更は		日必着。報酬が減る変更は		その他の変更は	

4　職員研修・行事予定等の内容

〇職員研修　※法人独自の研修計画書の添付でも構いません。

1)人材育成方針

2)求められる職員像

職員	求められる職員像・スキル等
管理者	
その他支援員	

3)職員の育成・スキル向上のために取り組むことに✓を入れ、具体的な内容を記載してください。

事項	具体的な内容（内容・対象者・実施方法等）
□ 研修	
□ 資格取得支援	
□ その他	

〇行事等（GH内で行う行事、地域のイベント、地域の行事参加、その他）

5　利用者負担

食事の提供に要する費用		円
光熱水費		円
日用品費		円
その他の日常生活費		円
その他:		円
その他:		円

〇請求・精算方法等

6　収支見込

※「収支予算書」を添付してください。

（様式は、書式ライブラリー「１　指定申請・変更等に係る様式・記載例」よりダウンロードしてください。）

7　想定している利用者像・支援内容

利用者像

◆事業所定員　　名　（変更前:　　名）

◆主たる対象　□ 知的　□ 精神　□ 身体　□ 難病　□ 障害児

・利用予定者の障害支援区分　□ 1　□ 2　□ 3　□ 4　□ 5　□ 6

・利用予定者の性別　(選択してください)

〇利用者の募集状況・見込み

状況	人数	詳細（「入居予定あり」は入居経緯、「募集中」は募集方法を記載）

〇受入れに当たり連携が必要と考える関係機関等に✓を入れてください。

☑ 区市町村　☑ 相談支援事業所　☐ 生活介護事業所　☐ 就労系事業所　☐ 居宅系事業所　☐ その他の障害福祉関係事業所（　　）

☐ 保護者　☐ 後見人等　☐ 病院　☐ 訪問看護事業所　☐ 地域包括支援センター　☐ その他（　　）

〇想定している支援内容（障害種別ごと・支援区分（なし～３or４～６）で、分けて記載してください。）

※想定している利用者像を基に、ご記載願います。

想定①	（障害種別を選択）	（支援区分を選択）			
項目	支援内容	概要	項目	支援内容	概要
調理・食事介助	（選択してください）		入浴・排泄	（選択してください）	
服薬管理	（選択してください）		健康管理	（選択してください）	
金銭管理	（選択してください）		行政手続代行	（選択してください）	
相談支援	（選択してください）		余暇支援	（選択してください）	
夜間支援	（選択してください）		日中支援	（選択してください）	
その他	（選択してください）		その他	（選択してください）	

※以下は提出不要ですが、各事業者において確認してください。

＜法人＞

※進捗状況の確認用

□ 法人格をもっていますか？ → 個人及び法人格を持たない団体は指定を受けられないため、法人格の取得が必要です。
※NPO法人格の取得：東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当へ

□ 定款及び法人登記に「障害福祉サービス」の表記はありますか？ → 障害福祉サービス事業者としての指定を受けるにあたり、定款や寄附行為に障害福祉サービス事業を行う旨の記載が必要となります。障害者サービス情報を御確認ください。
（https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-001）

＜物件の検討＞

□ ①建物の見込みはありますか？ → 法人の自己所有建物でも賃貸物件でも運営ができます。

不動産物件探し

建物の建築、改修などを行う場合、都の補助制度（整備費補助）を活用できます。

□ ②賃貸の場合、大家から使用目的の了解は得られていますか？ → 円滑な運営のため、事業についてあらかじめよく説明し理解を得ます。

□ ③設備基準は満たしていますか？ → 設備基準を満たしていないと、指定できません。

□ ④区市町村に相談しましたか？ → 利用見込み等を確認するために、ニーズ・地域の既存事業所とのバランス等、区市町村の障害福祉主管課に必ず相談してください。
※指定申請の際に、関係法令等確認書を提出していただきます。

□ ⑤近隣住民への理解は得られていますか？ → 円滑な運営のため、事業についてあらかじめよく説明や挨拶をし理解を得ます。

□ ⑥建物の耐震性について把握していますか？ → 昭和56年６月１日以降に建築確認を行った建物は、いわゆる「新耐震基準」に適合しています。
※指定申請の際に、「社会福祉施設等における耐震化に関する調査票」を提出していただきます。

※以下は提出不要ですが、各事業者において確認してください。

☐	⑦建築基準関係法令等への適合性は確しましたか？ →	専門的な知識を有する建築士等へ適宜ご相談いただくなどし、建築関係法令等の適合状況について事前に必ず確認してください。 ※指定申請の際に、関係法令等確認書を提出していただきます。
☐	⑧所管消防署には相談しましたか？ →	消防法を遵守するため、必ず事前に相談に行き必要設備等について指示を確認してください。 ※指定申請の際に、関係法令等確認書を提出していただきます。
☐	⑨自己資金はお持ちですか？ →	借り入れ時、「福祉医療機構（03-3438-9298）」等の貸付制度が利用できる場合があります。

＜事業計画＞

☐	①利用対象者 →	知的障害者・精神障害者等、主たる対象者を決めましょう。 （男性・女性、障害支援区分、障害特性、利用者の状況等）
☐	②事業所形態は決めましたか？ →	
☐	②定員は何名にしますか？ →	定員は1名でも問題はありませんが、収支の見込みを立てましょう。 ※事業形態にもよりますので、詳細な計画をしっかり立てましょう。
☐	②上記利用者にどのような支援を行っていきますか？ →	来庁時相談シートP2の「短期入所の事業計画」に記載してください。
☐	③管理者、生活支援員の手配はしましたか？ →	適切に支援できるよう職員を配置してください。 土日祝日等も職員の配置が必要です。
	生活支援員等人材確保	知人の紹介、ハローワーク、情報誌の他、東京都福祉人材センター(03-5211-2860)、東京都福祉人材バンクシステム「ふくむすび」（https://www.fukushijinzai.metro.tokyo.lg.jp/）の活用が可能です。
☐	④必要な職員を雇用できますか? →	生活支援員等の雇用については、雇用契約等を取り交わしてください。
☐	⑤収支の見込みはありますか？ →	事業計画がある程度具体化したら収支の見込みを立てます。
☐	⑥医療機関との提携はできますか？ →	近隣の診療所等にあらかじめ提携を依頼します（協力締結が必要です。）。

※以下は提出不要ですが、各事業者において確認してください。

＜申請書類準備＞

- □ 東京都福祉保健財団には相談しましたか？ → 事業計画についてお伺いします。（法人について/開設予定年月日/運営計画等）事業所の平面図や周辺地図等を持参し、事前相談に来てください。
- □ 事業開始日（＝指定予定年月日）の2か月前の末日（例：10/1開始なら8月末）までに書類を揃えて東京都福祉保健財団に提出してください。
- □ 処遇改善加算に関する手続きをしましたか？ → 東京都福祉局障害施策推進部地域生活支援課在宅支援担当処遇改善加算担当（障害福祉）（03－5320－4230（直通））への手続きが別途必要になります。

＜事業開始前＞

- □ ①所管消防署へ届出は行いましたか？ → 火災予防条例に基づき、事業開始7日前までに使用開始届出を行う必要があります。
- □ ②必要な生活用品や帳簿は揃っていますか？ → 帳簿等の作成には、参考様式をご活用ください。
- □ ③運営に必要な書類の準備、掲示等は行いましたか？ → 契約書や重要事項説明書、各種記録票等の準備が必要です。また、1運営規程、2職員配置、3協力医療機関、4苦情解決窓口、5虐待通報窓口、6虐待防止啓発掲示物、7事故発生時の対応（フロー図等）を見やすい場所に掲示してください。

3　変更届等の提出について

☆東京都に提出している指定申請書類の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。
（法第46条）

＜提出期限について＞

1　報酬に関する内容の変更　（平成18年厚生労働省告示第522号）

○報酬が**増える**場合（定員増・各種加算増等）

＊**15日以前**に届出　⇒　**翌月1日から**適用開始　　（例）7月15日に届出完了→8月1日が変更年月日

＊**16日以降**に届出　⇒　**翌々月1日から**適用開始　　（例）7月16日に届出完了→9月1日が変更年月日

○報酬が**減る**場合（定員減・各種加算減）

＊速やかに届出　⇒　報酬が減される事実が発生した日から減算定となります。

「変更の内容」を変更届出書（第2号様式）に必ず記載してください！！

※第2号様式に記載の内容のみ変更対象です。

2　休止・廃止届について

○事業所を廃止及び休止する1か月前に届出が必要となります。

○廃止又は休止することが決まりましたら、早めに事前に都にご連絡ください。
利用者の行き先の調整、実施主体を含む関係機関との調整などについて、確認させていただきます。

○整備費補助金を利用して開設した場合は、補助金の返還等の手続が必要になります。
東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課基盤整備担当へご相談ください。（定員減や居室等の場所の変更なども含む）

担当**必着**です。

※15日が土日に当たる場合は、前倒し日となります。

3　その他の変更

変更があった日から10日以内に届け出てください。

4　指定の更新について

○法第41条の規定により、6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなっています。

○指定の更新の時期が近づいた際に、東京都福祉保健財団から別途、更新手続のご案内をします。

＜提出方法＞

○事業所移転・定員増等以外は郵送によりご提出ください。

○提出書類については、別添「提出書類一覧」をご確認ください。
書式は「東京都障害者サービス情報」の「書式ライブラリー」に掲載しています。
※　変更届の収受印を希望の場合は、収受印用の副本と返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

○提出先
〒163－0718　新宿区西新宿2－7－1
新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉財団
事業者支援部障害福祉事業者指定室　宛

電話　03－6302－0286
受付時間　月曜から金曜(祝日を除く)
　9:00～12:00　13:00～17:00

4　東京都障害者サービス情報のご案内

障害者短期入所専用のページを御活用ください

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=080

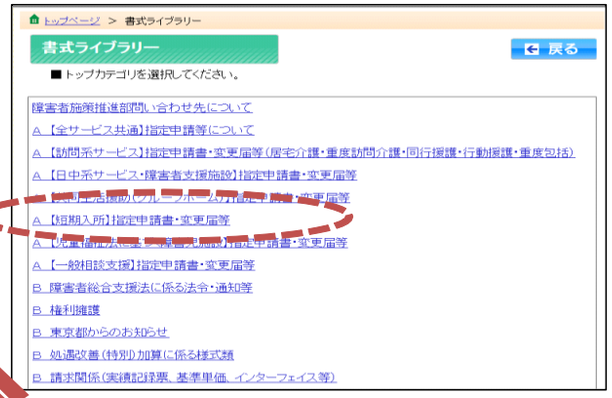

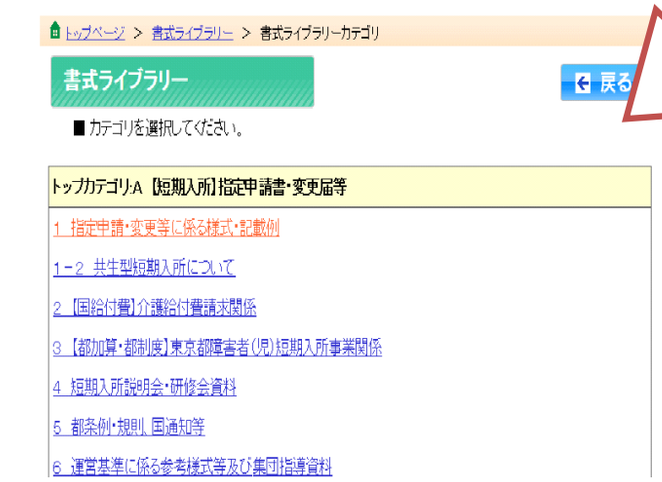

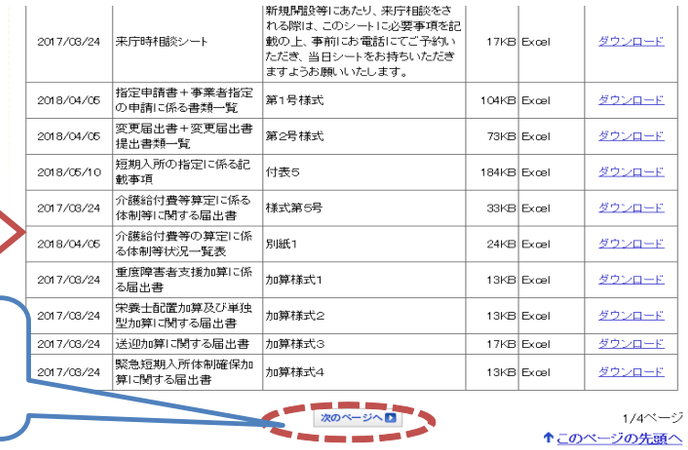

2017/03/24	来庁時相談シート	新規開設等にあたり、来庁相談をされる際は、このシートに必要事項を記載の上、事前にお電話にてご予約いただき、当日シートをお持ちいただきますようお願いいたします。	17KB	Excel	ダウンロード
2018/04/05	指定申請書＋事業者指定の申請に係る書類一覧	第1号様式	104KB	Excel	ダウンロード
2018/04/05	変更届出書＋変更届出書提出書類一覧	第2号様式	73KB	Excel	ダウンロード
2018/05/10	短期入所の指定に係る記載事項	付表5	184KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号	33KB	Excel	ダウンロード
2018/04/05	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	別紙1	24KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	重度障害者支援加算に係る届出書	加算様式1	13KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	栄養士配置加算及び単独型加算に関する届出書	加算様式2	13KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	送迎加算に関する届出書	加算様式3	17KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	緊急短期入所体制確保加算に関する届出書	加算様式4	13KB	Excel	ダウンロード

次のページへ

1/4ページ
このページの先頭へ

ページ下部の
「次のページへ」ボタンで
次ページに行けます

第3章

国報酬・都加算

Ⅰ　国報酬関係について

1　地域区分について

【障害者の地域区分と1単位単価】

＜令和6年度以降＞ 8区分

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
地域区分コード	01	02	03	04	05	06	07	20
＜令和6年度＞ 8区分	23区	町田市 狛江市 多摩市 調布市	八王子市 武蔵野市 三鷹市 府中市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 稲城市 西東京市 青梅市 東村山市 東久留米市	立川市 昭島市 東大和市	羽村市 あきる野市 日の出町	武蔵村山市 奥多摩町 檜原村 瑞穂町		大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
短期入所 1単位単価	**11.20円**	**10.96円**	**10.90円**	**10.72円**	**10.60円**	**10.36円**	**10.18円**	**10.00円**

〇事業所の所在地の地域区分での届出・請求となります。

〇誤った地域区分を記載しないようご注意ください。

２　短期入所サービス費（基本報酬）

(1)福祉型短期入所サービス費

	福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）	福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）	福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）	福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）
対象者	区分1以上の障害者		区分1以上に該当する障害児	
算定の要件	一日サービス利用する場合	日中利用していない場合	一日サービス利用する場合	日中利用していない場合
区分6	923単位	602単位		
区分5	784単位	527単位		
区分4	648単位	318単位		
区分3	583単位	240単位	784単位	527単位
区分2	509単位	173単位	615単位	279単位
区分1			509単位	173単位

(2)福祉型強化短期入所サービス

	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）
対象者	医療的ケア判定スコア表の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害者		医療的ケア判定スコア表の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児	
算定の要件	一日のサービス利用の場合	日中利用していない場合	一日のサービス利用の場合	日中利用していない場合
	看護職員を常勤で1人以上配置			
区分6	1164単位	844単位		
区分5	1026単位	770単位		
区分4	889単位	559単位		
区分3	824単位	483単位	1026単位	770単位
区分2	751単位	413単位	858単位	521単位
区分1			752単位	412単位
R6新設	福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）		福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）	
対象者	医療的ケア判定スコア表の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害者		医療的ケア判定スコア表の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児	
算定の要件	日中のみ			
	看護職員を常勤で1人以上配置			
区分6	1107単位			
区分5	977単位			
区分4	846単位			
区分3	784単位		977単位	
区分2	715単位		816単位	
区分1			714単位	

(3)共生型短期入所サービス費

	共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	共生型短期入所 (福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	共生型短期入所 (福祉型強化)サービス費(Ⅱ)
対象者	区分1以上の障害者・児		医療的ケア判定スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする障害者・児	
算定の要件	一日サービス利用する場合	日中利用していない場合	一日サービス利用する場合	日中利用していない場合
単位数	784単位	240単位	1013単位	471単位

(4)医療型短期入所サービス費

一日サービス利用する場合	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	医療型短期入所サービス費(Ⅲ)
	3,117単位／日	2,864単位／日	1,826単位／日
日中のみ	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)
	2,938単位／日	2,735単位／日	1,723単位／日
日中利用していない場合	医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)
	2,150単位／日	2,020単位／日	1,328単位／日
施設の要件	次の基準を満たすとして、都へ届出た事業所	次のいずれかの基準を満たすとして、都へ届出た事業所	
	・医療法第1条の5第1項に規定する病院であること ・病棟で看護職員を利用者に対して、常時7:1以上配置し、夜勤は2以上及び看護職員のうち7割以上が看護師	・医療法第1条の5第1項に規定する病院若しくは第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入院させる為の施設を有するもの ・介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設 ・日中のみのサービス(医療型特定短期入所サービス費Ⅱ・Ⅲ)は、無床診療所も含む	
対象者	療養介護該当者又は重症心身障害児等 ※詳細は次ページ参照		区分1又は障害児程度区分1以上に該当し 遷延性意識障害等又は筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患を有するもの

医療型短期入所の対象者

★これまで福祉型（強化）短期入所では対応が困難であった医療的ケアを必要とする者への支援を充実させるため、医療型短期入所の対象者要件が拡大されることとなりました。

＜ 医療型短期入所(医療型Ⅰ・Ⅱ・医療型特定Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ）の対象者要件＞

⑴ 障害者

① 障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
② 障害支援区分５以上で進行性筋萎縮症に罹患している方又は重症心身障害者
③ 障害支援区分５以上で、医療的ケア判定スコアが16 点以上の方
④ 障害者支援区分5以上で、行動関連項目合計点数が10点以上でかつ医療的ケア判定スコアが８点以上の方
⑤ 障害支援区分５以上で、遷延性意識障害があり、医療的ケア判定スコアが８点以上の方
⑥ ①～⑤に掲げる者に準じる状態と区市町村が認めた療養介護の対象者

⑵ 障害児

①重症心身障害児
②医療的ケア判定スコアが16 点以上の障害児

※ 医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者の受入促進を目的とし、医療的ケアを必要とする者への支援を報酬上評価するために、令和3年４月より、導入された判断基準であり、判定スコアの点数は医師が判断することとなっている。

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名		医療機関住所地	〒　　－
		連絡先電話番号	

患者氏名		患者生年月日	年　　月　　日	
初回判定年月日 **（初回記入欄）**	年　　月　　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号
				－　　－

NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性	有　・　無

※　NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。

※　在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。

更新時用	①更新判定 **（2回目記入欄）**	判定年月日　　年　　月　　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号
					－　　－
	②再更新判定 **（3回目記入欄）**	判定年月日　　年　　月　　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号
					－　　－

※　障害福祉サービス等は１年に１回程度（サービスによっては３年に１回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。

――――――――――――――――――――――　裏面の医療的ケア判定スコア　記載要領　――――――――――――――――――――――

【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に☑を付けてください。

※ 「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が(短期)入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）

医療的ケア（診療の補助行為）		基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準（目安）		
		日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合（0点）
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。 （人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0～2点＋気管切開8点）		□		8点	□		□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		□		5点	□		□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法		□	□	8点	□		□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）		□		8点	□		□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		□	□	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	□		8点	□		□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	□		3点	□		□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）		□		8点	□		□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射 注）いずれか一つを選択	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）	□	□	5点	□		□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む） 注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		□	□	3点	□		□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）		□		8点	□		□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
12 導尿 注）いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	□	□	5点						
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
13 排便管理 注）いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	□	□	5点	□		□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸	□	□	5点						
	(3) 浣腸	□	□	3点						
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		□		3点	□		□	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合（2点）		それ以外の場合

(a)基本スコア合計		(b)見守りスコア合計	(a)＋(b)判定スコア	(a)＋(b)判定スコア
＜日中＞	＜夜間＞		＜日中＞	＜夜間＞

３　短期入所サービス費の算定方法について

Q1　次の場合には、どのようにサービス費を算定すればよいか。

【ケース1】 **障害者**が日中に他の障害福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日午前中に帰宅する場合	【ケース2】 **障害児**が昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から特別支援学校に通った場合

A1　平成21年4月1日付障害福祉サービス報酬算定に係るQ&A（VOL.2）より

福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所のサービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは**<u>当該短期入所における昼食の提供をもって判断する</u>**こととする。昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定することとする。

【ケース1】
1日目・・・福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）［日中の利用がないためⅠは算定不可］
2日目・・・福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）［日中の利用がないためⅠは算定不可］

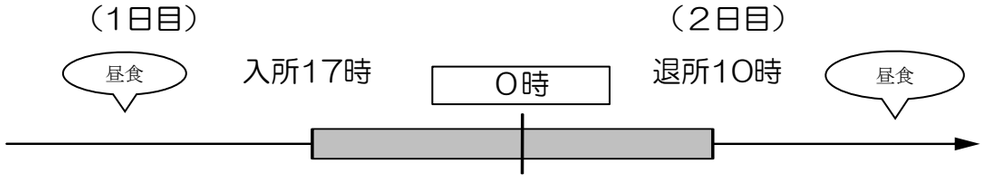

【ケース2】
1日目・・・福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）
2日目・・・福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）［日中の利用がないためⅢは算定不可］

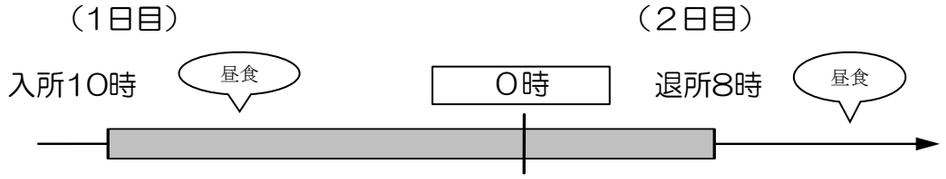

Q2　日中において短期入所のサービスを利用した利用者に対して、利用者の体調等の都合により、昼食の提供を行わなかった場合についてはいずれのサービス費を算定することとなるのか。

A2　平成21年4月30日付障害福祉サービス報酬算定に係るQ&A（VOL.3）より

昼食の提供をもって（Ⅰ）若しくは（Ⅲ）と（Ⅱ）若しくは（Ⅳ）の適用を判断することとしたのは、**<u>個別案件ごとに日中におけるサービス提供の有無を判断することを要しないためのメルクマールとして示したもの</u>**であり、日中におけるサービスの提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にまで、このメルクマールによる必要はない。ゆえに、この場合においては、日中においても短期入所サービスの提供を行ったことが明らかであるのでサービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとする。

Q3　次の場合には、どのようにサービス費を算定すればよいか。

【ケース3】 1日目・・・Aさんが夕方から福祉型短期入所を利用 2日目・・・Aさんが午前中に退所、入れ替わりでBさんが夕方から福祉型短期入所を利用 3日目・・・Bさんが午前中に退所	【ケース4】 1日目・・・Aさんが夕方から福祉型短期入所を利用 2日目・・・Aさんが午前中に他の日中活動系サービスへ行き、夕方短期入所に戻る。 3日目・・・Aさんが午前中に退所

A3　算定方法は下記のとおり

【ケース3】

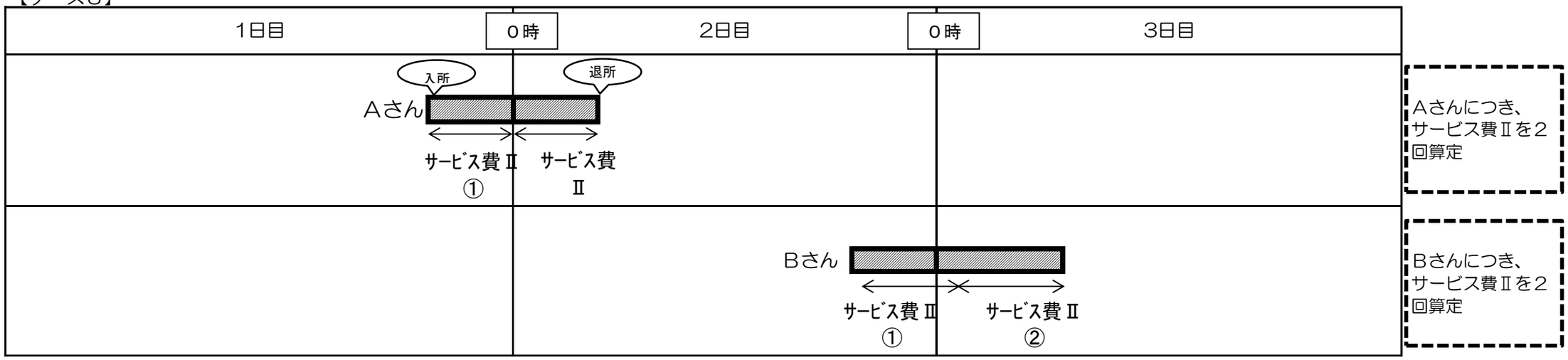

【ケース4】

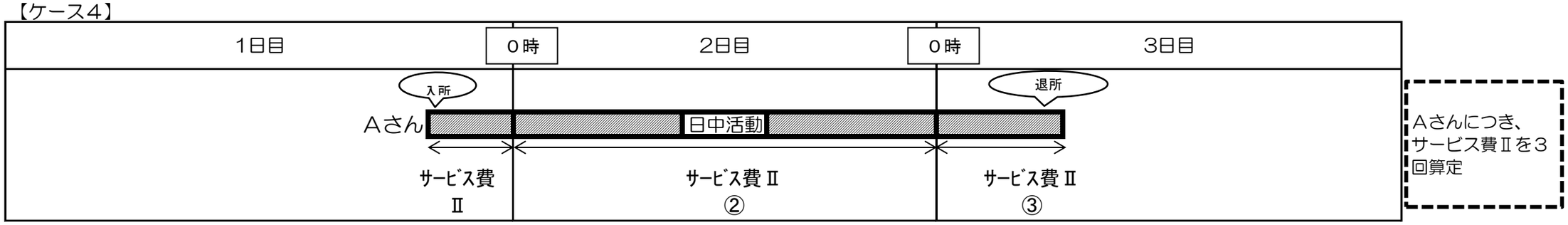

4　【国報酬】各種加算について～概要～

No.	加算の種類		併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件		参照ページ
1	短期利用加算		－	30	不要	特定者	日ごと	利用開始から30日以内の期間について、1年につき30日を限度に加算		48
2	常勤看護職員等配置加算	（1）	10・11・12・13・14・15・16・18・40・41	10	**必要**	全員	日ごと	看護職員を常勤換算で1人以上配置	利用定員が6人以下の場合に加算	49
		（2）		8	**必要**	全員	日ごと		利用定員が7人以上12人以下の場合に加算	
		（3）		6	**必要**	全員	日ごと		利用定員が13人以上17人以下の場合に加算	
		（4）		4	**必要**	全員	日ごと		利用定員が18人以上の場合に加算	
3	医療的ケア対応支援加算		R6新設 －	120	不要	特定者	日ごと	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している事業所において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で医療的ケア児者に対し指定短期入所を行った場合に、1日につき加算		－
4			－		不要	特定者	日ごと	福祉型短期入所サービス費（福祉型強化・福祉型強化特定）または共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、医療的ケア児者に対し指定短期入所を行った場合に、1日につき加算		－

No.	加算の種類		併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
5	R6変更 重度障害児・障害者対応支援加算		－	30	不要	全員	日ごと	**福祉型短期入所サービス費（福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定）**又は**共生型短期入所（福祉型・福祉型強化）サービス費**を算定している事業所において、障害支援区分5以上又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該事業所の利用者の数の50％以上である場合に加算	－
6	重度障害者支援加算	（Ⅰ）	7	50	不要	特定者	日ごと	区分6（障害児ではこれに相当する状態）で、意思疎通に著しい支障がある、次の①又は②に該当する者（**重度障害者等包括支援の対象となる者**）に指定短期入所等を行った場合に加算。 ①**重度訪問介護の対象**となる心身の状態にある者であって、**四肢すべて麻痺等があり、かつ寝たきりの者**のうち、次の(ア)又は(イ)に該当する者 (ア)**人工呼吸器による呼吸管理**を行っている者 (イ)**最重度の知的障害者** ②障害支援区分認定調査項目の中で定められた項目の**行動関連項目**の合計が**10点以上**の者 ※**医療型短期入所サービス費**又は**医療型特定短期入所サービス費**を算定している場合は算定不可	50
		R6変更 ＋α①		100	**必要**	特定者	日ごと	重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が10点以上の者（障害児は強度行動障害判定基準表合計点数が20点以上）に対し、**強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者**が作成した**支援計画シート等**に基づき**強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者**が指定短期入所の提供を行った場合に加算	
		R6新設 ＋α②		50	**必要**	特定者	日ごと	＋α①が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が18点以上の者（障害児は強度行動障害判定基準表合計点数が30点以上）に対し、**中核的人材養成研修修了者**又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した**支援計画シート等**に基づき指定短期入所の提供を行った場合に加算	
7		R6新設 （Ⅱ）	6	30	不要	特定者	日ごと	・強度行動障害児者（**障害支援区分4以上**かつ行動関連項目合計点数が10点以上の者（障害児は障害**児支援区分2以上**かつ強度行動障害判定基準表合計点数が20点以上））に指定短期入所等を行った場合に加算 ※**重度障害者支援加算（Ⅰ）**を算定している場合は算定不可	
		R6新設 ＋α③		70	**必要**	特定者	日ごと	重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が10点以上の者（障害児は強度行動障害判定基準表合計点数が20点以上）に対し、**強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者**が作成した**支援計画シート等**に基づき**強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者**が指定短期入所の提供を行った場合に加算	
		R6新設 ＋α④		50	**必要**	特定者	日ごと	＋α③が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が18点以上の者（障害児は強度行動障害判定基準表合計点数が30点以上）に対し、**中核的人材養成研修修了者**又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した**支援計画シート等**に基づき指定短期入所の提供を行った場合に加算	
8	単独型加算		－	320	**必要**	特定者	日ごと	**単独型事業所**において指定短期入所を行った場合に加算	51
9			－	100	不要	特定者	日ごと	利用者が日中活動を利用する等により、**福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）**又は**（Ⅳ）**、**福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）**又は**（Ⅳ）**を算定している日（**入所日及び退所日を除く。**）であって、短期入所事業所における支援が**18時間（就寝の時間を含む。）を超える**場合についてはさらに加算	

No.	加算の種類			併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件				参照ページ
10	医療連携体制加算	（Ⅰ）		2･13･14･15･16･17	32	不要	特定者	日ごと	8人以下	1時間未満	**看護職員**を**訪問**させ看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算 （1回の訪問につき利用者がⅠ・Ⅱ・Ⅲ合わせて8名まで） （左記は、対象利用者1人に対し看護を提供する時間） ※Ⅳ、Ⅴで医療的ケアに該当した方以外	・あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について事業所と医療機関等とが委託契約を締結する。 ・利用者の主治医から指示を受ける(内容については書面で残す)。 ・看護の提供は具体的な看護内容等を記録しておく。 ・主治医に対し定期的に医療的ケアの実施状況を報告する。 ・看護職員の派遣については事業所に配置も可 ・看護の提供または喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所事業所等が負担するものとする。 ・医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求する。 ※以下を算定している場合若しくは障害者支援施設等での指定短期入所の場合は、算定不可 ・福祉型強化短期入所サービス費(福祉型強化・福祉型強化特定) ・医療型短期入所サービス費 ・医療型特定短期入所サービス費 ・共生型短期入所（福祉型強化）サービス費	52 53
11		（Ⅱ）		2･13･14･15･16･17	63	不要	特定者	日ごと		1時間以上2時間未満			
12		（Ⅲ）		2･13･14･15･16･17	125	不要	特定者	日ごと		2時間以上			
13		（Ⅳ）	（1）	2･10･11･12･14･15･17	960	不要	特定者	日ごと	1人	4時間未満	**看護職員**を**訪問**させ、次の①又は②に該当する利用者1人に対して**4時間未満**の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算（**1回の訪問につき利用者がⅣ・Ⅴ合わせて8名まで**） ①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ②医師意見書により医療が必要であるとされる者		52 54
			（2）		600	不要	特定者	日ごと	2人				
			（3）		480	不要	特定者	日ごと	3人以上8人以下				
14		（Ⅴ）	（1）	2･10･11･12･13･15･17	1600	不要	特定者	日ごと	1人	4時間以上	**看護職員**を**訪問**させ、次の①又は②に該当する利用者1人に対して**4時間以上**の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算（**1回の訪問につき利用者がⅣ・Ⅴ合わせて8名まで**） ①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ②医師意見書により医療が必要であるとされる者		
			（2）		960	不要	特定者	日ごと	2人				
			（3）		800	不要	特定者	日ごと	3人以上8人以下				
15		（Ⅵ）	（1）	10･11･12･13･14･17	2000	不要	特定者	日ごと	1人	8時間以上	**看護職員**を**訪問**させ、次の①又は②に該当する利用者1人に対して**8時間以上**の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算（**1回の訪問につき利用者がⅤ・Ⅵ合わせて3名まで**）。 ※医師による「判定スコア」が必要 ①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ②スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者		52 55
			（2）		1500	不要	特定者	日ごと	2人				
			（3）		1000	不要	特定者	日ごと	3人				

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">加算の種類</th><th>併用不可の加算のNO</th><th>単位</th><th>届出</th><th>算定対象</th><th>算定方法</th><th colspan="3">主な要件</th><th>参照ページ</th></tr>
<tr><td>16</td><td rowspan="3">医療連携体制加算</td><td>（Ⅶ）</td><td>2・10・11・12</td><td>500</td><td>不要</td><td>特定者</td><td>日ごと</td><td>看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、たんの吸引等が必要となる利用者につき加算（看護職員1人1日当たり）</td><td rowspan="2">・喀痰吸引等研修受講後、喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）の登録をする。
・あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について事業所と医療機関等とが委託契約を締結する。
・利用者の主治医から指示を受ける(内容については書面で残す)。
・看護の提供は具体的な看護内容等を記録しておく。
・主治医に対し定期的に医療的ケアの実施状況を報告する。
・看護職員の派遣については事業所に配置も可
・看護の提供または喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所事業所等が負担するものとする。
・医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求する。</td><td>※福祉型短期入所サービス費（福祉型強化・福祉型強化特定）、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可</td><td rowspan="2">52
56</td></tr>
<tr><td>17</td><td>（Ⅷ）</td><td>10・11・12・13・14・15</td><td>100</td><td>不要</td><td>特定者</td><td>日ごと</td><td>喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施した場合に加算</td><td>※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可</td></tr>
<tr><td>18</td><td>（Ⅸ）</td><td>2</td><td>39</td><td><u>必要</u></td><td>全員</td><td>日ごと</td><td colspan="3">・基本報酬を算定している利用者<u>全員</u>が算定対象
・都に届け出た適用開始日以降、<u>日ごと</u>に算定可
・<u>看護師を配置</u>（看護資格を有するSS従事者の配置でも可）
　<u>または訪看stとの契約により看護師を確保</u>（准看護師は不可）
・看護師により24時間連絡できる体制を確保すること
・日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備すること
・看護師1人につき算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いは適用しない
※福祉型短期入所サービス費（福祉型強化・<u>福祉型強化特定</u>）、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している場合、若しくは障害者支援施設等での指定短期入所は算定不可</td><td>56</td></tr>
<tr><td>19</td><td rowspan="2">栄養士配置加算</td><td>（Ⅰ）</td><td>20</td><td>22</td><td><u>必要</u></td><td>全員</td><td>日ごと</td><td colspan="3"><u>常勤</u>の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している場合に加算
※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可</td><td>－</td></tr>
<tr><td>20</td><td>（Ⅱ）</td><td>19</td><td>12</td><td><u>必要</u></td><td>全員</td><td>日ごと</td><td colspan="3"><u>非常勤</u>の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している場合に加算
※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可</td><td>－</td></tr>
<tr><td>21</td><td colspan="2">利用者負担額上限管理加算</td><td>－</td><td>150</td><td>不要</td><td>特定者</td><td>月ごと</td><td colspan="3">指定短期事業者又は共生型短期入所事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき加算</td><td>－</td></tr>
<tr><td>22</td><td colspan="2">R6変更
食事提供体制加算</td><td>－</td><td>48</td><td><u>必要</u></td><td>特定者</td><td>日ごと</td><td colspan="3">収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して<u>下記①～③までのいずれにも適合</u>する食事の提供を行った場合に、1日つき加算
①管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーションもしくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること
②利用者ごとの摂食量を記録していること
③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること
※令和9年3月31日までの経過措置</td><td>57</td></tr>
</table>

No.	加算の種類		併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
23	緊急短期入所受入加算	（Ⅰ）	24	R6変更 270	不要	特定者	日ごと	**福祉型短期入所サービス費（福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定）**又は**共生型短期入所（福祉型・福祉型強化）サービス費**を算定している指定短期入所事業所が居宅において介護を行う者の**急病等の理由**により、短期入所を**緊急に行った場合**に、当該緊急利用者が入所した日から起算して**7日を限度**として加算	58
24		（Ⅱ）	23	R6変更 500	不要	特定者	日ごと	**医療型短期入所サービス費**又は**医療型特定短期入所サービス費**を算定している指定短期入所事業所が居宅において介護を行う者の**急病等の理由**により、短期入所を**緊急的に行った場合**に、当該緊急利用者が入所した日から起算して**7日を限度**として加算	
25	定員超過特例加算		40	50	不要	全員	日ごと	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、**定員超過利用減算**となる利用者の基準を超えて**緊急に受け入れを行った場合**、**10日を限度**として加算	59
26	特別重度支援加算	（Ⅰ）	27・28	610	不要	特定者	日ごと	**医療型短期入所サービス費**又は**医療型特定短期入所サービス費**を算定している事業所が、別表いずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、25点以上である者に対して、指定短期入所等を行った場合に算定。	－
27		（Ⅱ）	26・28	297	不要	特定者	日ごと	**医療型短期入所サービス費**又は**医療型特定短期入所サービス費**を算定している事業所が、別表いずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、10点以上である者に対して、指定短期入所等を行った場合に算定	
28		（Ⅲ）	27・28	120	不要	特定者	日ごと	**医療型短期入所サービス費**又は**医療型特定短期入所サービス費**を算定している事業所が、次に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続している者に対して、指定短期入所等を行った場合に算定 ①常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ②呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ③中心静脈注射を実施している状態 ④人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ⑤重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態 ⑦経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態 ⑧褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨気管切開が行われている状態	
29	送迎加算		－	186	**必要**	特定者	1回	利用者の居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、**片道**につき加算 **同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合**は所定単位数の**70%**を算定	60

No.	加算の種類		併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
30	日中活動支援加算		－	200	**必要**	特定者	日ごと	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合で、次の(1)～(3)のいずれも満たす者として届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して指定短期入所を行った場合に算定 (1)保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること (2)利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること (3)利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること	－
31	R6新設 医療型短期入所受入前支援加算	（Ⅰ）	－	1000	不要	特定者	日ごと	指定短期入所事業所の医師又は看護職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、短期入所を行った場合に、利用開始日について、加算 ※医療型短期入所サービス費を算定する事業所で算定可 ※福祉型短期入所サービス費（福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定）を算定している場合は算定不可	61
32		（Ⅱ）	－	500	不要	特定者	日ごと	指定短期入所事業所の医師又は看護職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該短期入所事業所を利用する前日までに、テレビ電話装置等を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認した上で、短期入所を行った場合に、利用開始日について、加算 ※医療型短期入所サービス費を算定する事業所で算定可 ※福祉型短期入所サービス費（福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定）を算定している場合は算定不可	61
33	R6新設 集中的支援加算	（Ⅰ）	－	1000	不要	特定者	日ごと	・強度行動障害者の状態が悪化した場合に、 ・都が選定する広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）、集中的支援を行った場合 ・支援開始月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度に算定可 ※本加算を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと	62
34		（Ⅱ）	－	500	不要	特定者	日ごと	・強度行動障害者の状態が悪化した場合に、 ・集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして、都が選定する指定共同生活援助事業所等が、他の指定障害福祉サービス事業所等から当該障害者を受け入れ、集中的支援を行った場合 ・支援開始月から起算して3月以内の期間について日ごとに算定可 ※（Ⅱ）を算定する場合は（Ⅰ）も算定可能	62
35	福祉専門職員配置加算		－	15	**必要**	全員	日ごと	共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格保有者が35％以上雇用されていること	－
36			－	10	**必要**	全員	日ごと	共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格保有者が25％以上雇用されていること	
37	地域生活支援拠点等である場合の加算	－	－	100	**必要**	全員	日ごと	区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所については、利用開始日について加算	－
38		R6新設 ＋α①	－	200	**必要**	全員	日ごと	上記加算に加えて、事業所等の従業者のうち、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所を行った場合に利用開始日について、加算	－

No.	加算の種類	併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
39	福祉・介護職員等処遇改善加算	–	※加算類型及びサービス類型による	**必要**	全員	日ごと	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している事業所で指定短期入所を行った場合に加算（加算率については、併設型・空床利用型については本体施設の加算率を適用。単独型については生活介護の加算率を適用）等 ※詳細は処遇改善担当へ	64

手続き等の窓口は**処遇改善加算担当（障害福祉）**になります。
連絡先（東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当の福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の専用ヘルプデスク）:03-5320-4230
（居住支援担当への手続きだけでは算定できません）

５　【国報酬】各種減算について～概要～

No.	加算の種類		併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件		参照ページ
40	定員超過利用減算		2・23	70／100	**必要**	全員	日ごと	＜1日当たりの利用実績によるもの＞ 1日の利用者の数が、利用定員の110％を超える場合 ＜過去3月間の利用実績によるもの＞ 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の105％を超える場合 （例）利用定員50人の施設の場合 （50人×31日）＋（50人×30日）＋（50人×31日）＝ 4,600人 4,600人×105％＝4,830人（受入れ可能延べ利用者数） ※ 3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算となる。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない	どちらかに当てはまった場合に減算	－
41	人員欠如減算	生活支援員、看護職員等の欠如	2・23	70／100	**必要**	全員	日ごと	減算が適用される月から**3月未満**の月について減算	○人員基準上必要とされる員数から**1割を超えて減少**した場合 **その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで**、利用者の**全員**について減算 ○人員基準上必要とされる員数から**1割の範囲内で減少**した場合には、**その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで**、利用者の**全員**について減算される （ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く） ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない	－
			2・23	50／100	**必要**	全員	日ごと	減算が適用される月から連続して3月以上の月について減算		
		管理者の欠如	2・23	70／100	**必要**	利用者全員	日ごと	減算が適用される月から5月未満の月について減算	**その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで**、利用者の**全員**について減算 （ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く） ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない ※共生型障害福祉サービスは適用外	
			2・23	50／100	**必要**	全員	日ごと	減算が適用される月から連続して5月以上の月について減算		
42	R6新設 虐待防止措置未実施減算		－	99/100	不要	全員	日ごと	①虐待防止委員会の敵的な開催及び結果の従業者への周知徹底 ②従業者に対する定期的な研修の実施 ③担当者の配置　がされていない場合、基本報酬の減算。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない		－

No.	加算の種類	併用不可の加算のNO	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件		参照ページ
43	身体拘束廃止未実施減算	－	R6変更 99/100	**必要**	全員	日ごと	施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく求められる記録が行われていない場合	**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで**の間について減算 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない	－
44	R6新設 業務継続計画未策定減算	－	99/100	不要	全員	日ごと	①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。 ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずる　が適応していない場合減算。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 ※令和7年3月31日まで「指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は経過措置にて減算適用なし。		－
45	R6新設 情報公表未報告減算	－	95/100	不要	全員	日ごと	障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に減算。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 ※更新に係る申請をされた際は当該申請に係る事業所から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告を都道府県知事等は確認する。		－
46	大規模減算	－	90／100	**必要**	全員	日ごと	単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が**20人以上**の場合 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない		－

①　短期利用加算

利用開始から30日以内の期間について、<u>1年につき通算して30日を限度として加算</u>

＜平成30年3月30日付障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1＞

Q1　短期利用加算については「1年に30日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

A1　通算されない（それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能）。

Q2　短期利用加算については、「1年に30日を限度として算定する」とされているが、「1年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

A2　最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。

短期利用加算は、サービス利用にあたってアセスメント、環境整備の手間を勘案し、加算するという目的があります。

② 常勤看護職員等配置加算

看護職員を常勤換算方法で1人以上配置し指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じて、1日につき加算する。

ただし、定員超過、人員欠如に該当している場合は算定不可！！

＜平成30年3月30日付障害福祉サービス報酬算定に係るQ&A vol 1＞

Q1　福祉型強化短期入所である場合、福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定条件を満たすものとできるか。

A1　福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって、常勤看護職員等配置加算の算定条件を満たすものとできる。

＜平成30年3月30日付障害福祉サービス報酬算定に係るQ&A vol 3＞

Q2　医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所は常勤看護職員等配置加算の算定はできるか。

A2　算定できない。

利用定員	加算単位
利用定員が6人以下	10単位/日
利用定員が7人以上12以下	8単位/日
利用定員が13人以上17人以下	6単位/日
利用定員が18人以上	4単位/日

③ 重度障害者支援加算

●重度障害者支援加算Ⅰ:50単位
重度障害者等包括支援の対象となる者に指定短期入所等を行った場合に加算。

●重度障害者支援加算Ⅱ:30単位
区分4以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査項目の中で定められた行動関連項目合計が10点以上の者に指定短期入所等を行った場合に加算。

Ⅰ 50単位	+α①	100単位	重度障害者支援加算Ⅰが算定されている指定短期入所事業所等において、障害支援区分認定調査項目の中で定められた行動関連項目の合計が10点以上の者に対し、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等に基づき強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が指定短期入所の提供を行った場合に加算。
	+α②	50単位	Ⅰの①が算定されている指定短期入所事業所等において、障害支援区分認定調査項目の中で定められた行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の者に対し、中核的人材養成研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき指定短期入所の提供を行った場合に加算。
Ⅱ 30単位	+α③	70単位	重度障害者支援加算Ⅱが算定されている指定短期入所事業所等において、障害支援区分認定調査項目の中で定められた行動関連項目の合計が10点以上の者に対し、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等に基づき強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が指定短期入所の提供を行った場合に加算。
	+α④	50単位	Ⅱの①が算定されている指定短期入所事業所等において、障害支援区分認定調査項目の中で定められた行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の者に対し、中核的人材養成研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき指定短期入所の提供を行った場合に加算。

+α①・+α③

+α②・+α④

重度障害者支援加算に関する届出書（短期入所）

1　事業所・施設の名称	
2　異動区分	1　新規　　2　変更　　3　終了
3　配置状況 （基礎研修修了者名）	
4　配置状況 （実践研修修了者名）	
5　配置状況 （中核的人材研修修了者名）	

備考１　「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
２　基礎研修修了者・実践研修修了者・中核的人材研修修了者については、修了証の写しを別途添付
３　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）については、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）については、行動援護従事者養成研修でも可。

④　単独型加算

◎　単独型事業所において指定短期入所を行った場合に**1日につき320単位加算する。**

◎　利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費Ⅱ又はⅣ、福祉強化型短期入所サービス費Ⅱ又はⅣを算定している日に短期入所事業所における支援が18時間を超える場合は、1日につき**更に100単位加算する（入所日と退所日は除く。）。**

長時間（18時間を超える）支援に対するプラス100単位加算を算定するには、時間の記録を正確に取り、支援時間の確認が必要になります！

基準第115条第3項第1号　に定める単独型事業所とは・・・

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活　訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所（「指定生活介護事業所等」という。）において指定

★ 基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については同一敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く。）を利用した日については算定しない。

★ 記録として、入退所した日時、出かけた時間、帰ってきた時間、などを取っておく必要がある。

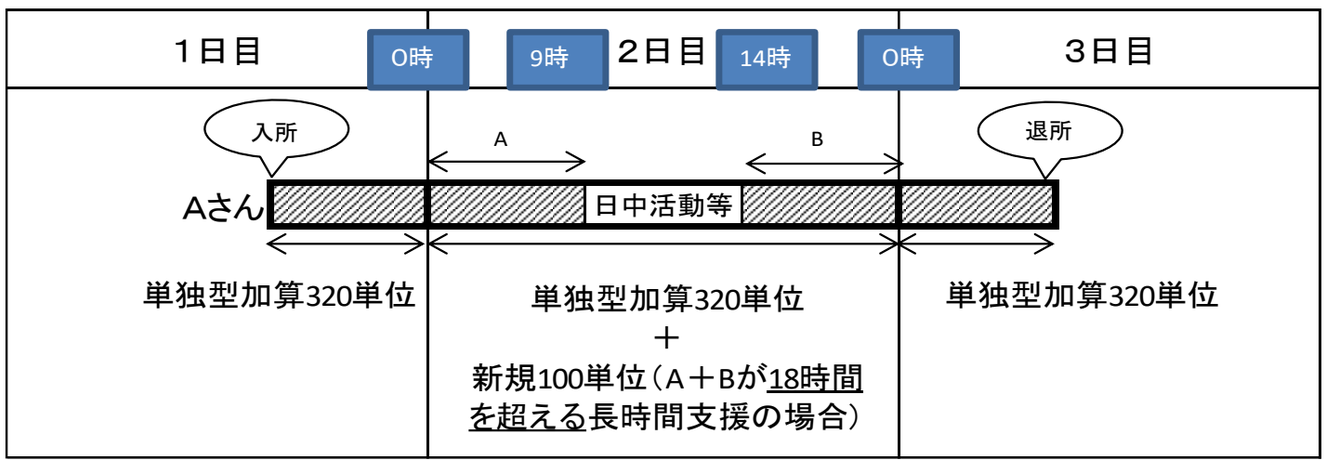

Aさんにつき、
単独型加算320単位を3回算定
長時間支援の100単位を1回算定

医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ　～図解～

医療連携体制加算Ⅰ～Ⅷについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に**訪問させ**当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

- ●あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について事業所と医療機関等とが委託契約を締結すること。
- ●利用者の主治医から指示を受けること**(内容については書面で残すこと)**。
- ●看護の提供は**具体的な看護内容等を記録しておく**こと。
- ●主治医に対し**定期的に医療的ケアの実施状況を報告**すること。
- ●看護職員の派遣については事業所に配置も可(※)
- ●看護の提供または喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は**短期入所事業所等が負担するもの**とすること。
- ●医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。

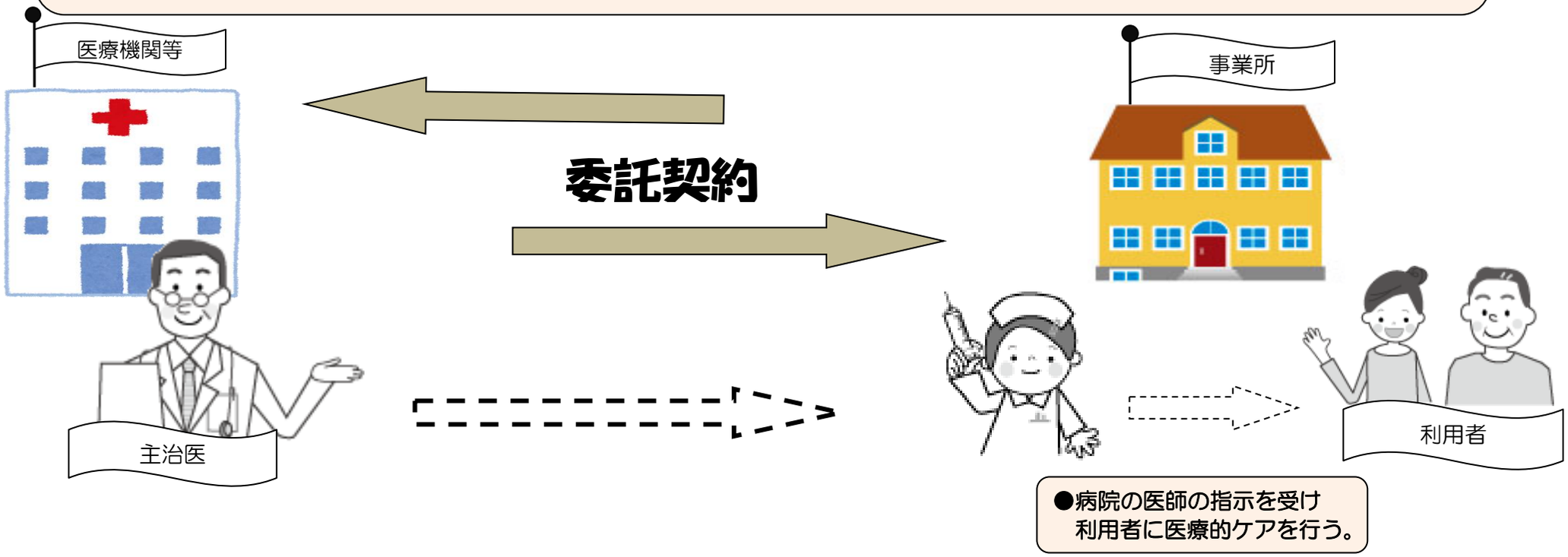

※保健師・看護師・准看護師の資格を有する者が医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象になる。
（その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこと）
（平成２７年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ　VOL．３）

⑤　医療連携体制加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

医療連携体制加算（Ⅰ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が**利用者に対して1時間未満の看護を行った場合**に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき**8人**の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

医療連携体制加算（Ⅱ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が**利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合**に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき**8人**の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

医療連携体制加算（Ⅲ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が**利用者に対して2時間以上の看護を行った場合**に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき**8人**の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

注)1回の訪問につき利用者がⅠ・Ⅱ・Ⅲ合わせて8名まで

※　**Ⅰ、Ⅱ、Ⅲともに次の場合には、算定不可**

①　生活介護等若しくは自立訓練（機能訓練）等を行う障害者支援施設等での短期入所

（夜間時間帯がサービス提供時間にあたらない場合で、夜間に短期入所専用で体制をとった場合は算定可能）

②　医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合

③　福祉型強化短期入所サービス費・福祉型強化特定短期入所サービス費・共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している場合

Q　医療的ケアを必要とする利用者の判断(短期入所又は重度障害者等包括支援における医療連携体制加算(Ⅵ)を除く。)は、誰が行うのか。

A　**医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるか否かについて**、利用者、家族、主治医からの聞き取りや事業所に配置する看護職員が確認するなどにより、**事業所において判断**する。
(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A　VOL.1)

⑤　医療連携体制加算Ⅳ、Ⅴ

医療連携体制加算（Ⅳ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(※)に対して**4時間未満の看護を行った場合**に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき**8人**の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※　**次の場合には、算定不可**
①　生活介護等若しくは自立訓練（機能訓練）等を行う障害者支援施設等での短期入所**（夜間時間帯がサービス提供時間にあたらない場合で、夜間に短期入所専用で体制をとった場合は算定可能）**
②　医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合
③　福祉型強化短期入所サービス費・福祉型強化特定短期入所サービス費・共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している場合
④医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）いずれかを算定している場合

医療連携体制加算（Ⅴ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(※)に対して**4時間以上の看護を行った場合**に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき**8人**の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
(1回の訪問につき利用者がⅣ．Ⅴ合わせて8人まで)

※　**次の場合には、算定不可**
①　生活介護等若しくは自立訓練（機能訓練）等を行う障害者支援施設等での短期入所**（夜間時間帯がサービス提供時間にあたらない場合で、夜間に短期入所専用で体制をとった場合は算定可能）**
②　医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合
③　福祉型強化短期入所サービス費・福祉型強化特定短期入所サービス費・共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している場合
④医療連携体制加算（Ⅲ）を算定している場合

※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者
　①スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者
　②医師意見書により医療が必要であるとされる者

Ⅳ・Ⅴ　対象人数について
(1)看護の提供を受けた利用者が1人
(2)看護の提供を受けた利用者が2人　　それぞれのコードで請求する
(3)看護の提供を受けた利用者が3～8人

Q　医療的ケアを必要とする利用者の判断(短期入所又は重度障害者等包括支援における医療連携体制加算(Ⅵ)を除く。)は、誰が行うのか。

A　**医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるか否かについて**、利用者、家族、主治医からの聞き取りや事業所に配置する看護職員が確認するなどにより、**事業所において判断**する。
(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A　VOL.1)

⑤　医療連携体制加算Ⅵ(高度な医ケア)

医療連携体制加算（Ⅵ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(※)に対して**8時間以上の看護を行った場合**に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき**3人**の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
(1回の訪問につき利用者がⅤ・Ⅵ合わせて3人まで)

※　**次の場合には、算定不可**
①　生活介護等若しくは自立訓練（機能訓練）等を行う障害者支援施設等での短期入所**(夜間時間帯がサービス提供時間にあたらない場合で、夜間に短期入所専用で体制をとった場合は算定可能)**
②　医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合
③　福祉型強化短期入所サービス費・福祉型強化特定短期入所サービス費・共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している場合
④医療連携体制加算(Ⅲ)または(Ⅴ)を算定している場合

※こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの行為を必要とする状態である者
②医療的ケア判定スコアのそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者

対象人数について

(1)看護を受けた利用者が1人
(2)看護を受けた利用者が2人
(3)看護を受けた利用者が3人
それぞれのコードで請求する

※　医療連携体制加算(Ⅵ)については、医師による「判定スコア(注1)」が必要になります。
注1)医療行為の該当有無についての評価及び医療的ケアを実施する上でのリスクについての評価を点数化したもの

・医療的ケアを必要とする方(利用者)から、主治医に判定スコアの判定を依頼します
・判定スコア表の作成にあたり、診断書料がかかる場合があります
・短期入所の支給決定期間の更新時に、判定スコアの再提出が必要になる場合があります

⑤　医療連携体制加算(Ⅶ)、(Ⅷ)、(Ⅸ)

医療連携体制加算（Ⅶ）

医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

※　**次の場合には、算定不可**
①　医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合
②　福祉型強化短期入所サービス費・福祉型強化特定短期入所サービス費を算定している場合

医療連携体制加算（Ⅷ）

喀痰吸引が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※　**次の場合には、算定不可**
①　医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合
②　福祉型強化短期入所サービス費を算定している場合
③　医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ)のいずれかを算定している場合

医療連携体制加算（Ⅸ）

以下の3点を満たした場合に、1日につき算定する。
①　事業所職員として、もしくは病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により1名以上の看護師(准看護師は不可)の確保
②　看護師により24時間連絡できる体制の確保
③　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に入居者又はその家族等に対して指針を説明し同意を得る

注)看護師1人につき算定可能な利用者数は20人を上限とする取り扱いは適用しない

※　**次の場合には、算定不可**
①　福祉型強化短期入所サービス費・福祉型強化特定短期入所サービス費・医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費・共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の対象となる利用者
②　指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者

⑥　食事提供体制加算

低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、次の（1）から（3）までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

（1） 管理栄養士又は栄養士（常勤・専従である必要はない）が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること（献立作成や確認に係っていればよい）
　※献立の確認については、献立作成時から係ることが望ましい
（2） 利用者ごとの摂食量を記録していること
　※目視による方法も可/例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の〇%」などといったように記載すること
　※摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること
（3）利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること
　※身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする
　※利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない

＜短期入所の食事に係る利用者負担＞

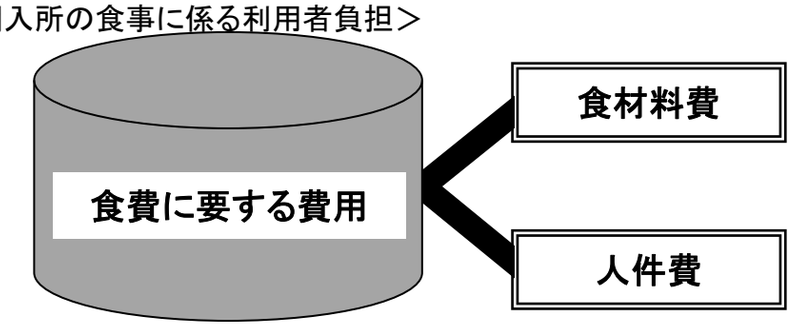

低所得者等とは・・・
世帯の住民税所得割28万円以下、低1，2、生保受給者証に記載される。

食費の内訳
人件費が加算額を大きく下回る場合は、食材料費を軽減し、低所得者等への負担に配慮することが望ましい

◎　原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。
◎　なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。
◎　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。
◎　また、利用者が施設入所支援を利用している日については補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものである。
◎　なお、1日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。

⑦ 緊急短期入所受入加算

◎　緊急利用者を受け入れたときに加算
◎　**入所した日から起算して7日を限度に加算する。ただし、家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度に加算する。**
◎　**当該緊急利用者のみ加算**
◎　新規の利用者には限られず、すでに受入加算の算定実績のある利用者も算定対象

緊急利用者とは・・・
介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない者で、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者

（Ⅰ）福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している事業所が緊急的に利用者を受け入れた場合に算定
（Ⅱ）医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が緊急的に利用者を受け入れた場合に算定

・緊急利用した者に関する、利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。
（留意事項第二の2（7）⑬（一）（二）ウ）

・当初から予定どおりに利用している利用者について、家族等の事情により急遽、緊急的に延長した場合には、受入加算は算定できない。
（平成24年6月27日付平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定に関するQ＆A）

＜Ⅱのみ＞
・当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。（留意事項第二の2（7）⑬（二）イ）

⑧　定員超過特例加算

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員超過利用減算となる利用者の基準を超えて緊急に受け入れを行った場合、10日を限度として利用者全員に加算

定員超過特例加算を算定した場合、定員超過利用減算・大規模減算は適用しない。

＜平成30年3月30日付障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1＞

Q1　緊急受入を行ったことで定員超過になり、定員超過特例加算を算定したが、翌日には別の利用者が退所したことで、定員超過が解消され、定員超過特例加算の算定を終了した。その2日後に元々利用の予約が入っていた利用者を受け入れたことで再び定員超過となった。この場合、改めて定員超過特例加算を算定することはできるか。

A1　緊急受入を行った日から起算して10日以内について、緊急の受入れが要因となって定員超過となっている場合は、定員超過特例加算の算定が可能

Q2　1人の緊急受入を行ったが、その他に元々予定されていた利用者2人の受入れもあり、合計2人定員を超過した。この場合にも、定員超過特例加算は算定できるのか。また、定員超過減算は適用されないのか。

A2　緊急の受入れを行った場合であっても、緊急の受入れを要因としない定員超過が生じている場合は、定員超過特例加算は算定できず、定員超過減算の適用となる。

Ｑ３　ベッドが満床である場合であっても、やむを得ず緊急受入を行う場合は受け入れることは可能か。

A3　介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能とする。（＊１床のみの居室を2床とするのではなく、『居室以外』で受け入れること）

Ｑ４　定員超過特例加算の算定が可能な期間について、具体的な取扱い如何。

A4　定員超過特例加算は、緊急利用を行った利用者ごとに、緊急利用を行った日から10日を限度として算定を可能とする。（下記例1、例2参照）

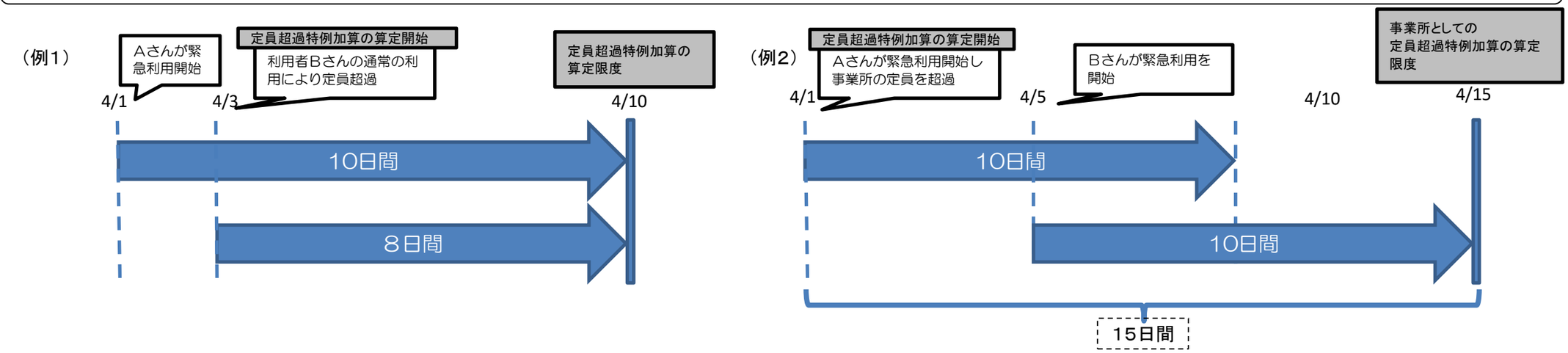

⑨　送迎加算

利用者の居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき加算する。
ただし、<u>同一敷地内の場合は所定単位数の70%を加算する。</u>

＜送迎の範囲について事業所と居宅以外に具体的にどこまで認められるか･･･＞
◎　事業所と居宅以外には、例えば事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等までの送迎が想定される。
◎　ただし、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があり、利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定対象外となることに留意すること。
◎　なお、事業所外で支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象となる。
（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A　平成27年3月31日）

【送迎加算算定時における「燃料費等の実費」の受領について】
・「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号等職通知（平成26年3月31日障発0331第22号改正厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））において「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的範囲として3の（3）に「利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る）」が挙げられている。

⑩ 医療型短期入所受入前支援加算

Ⅰ	1000 単位	・当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、居宅等を訪問 ※訪問の際には実際に支援を行う生活支援員も同行することが望ましい ・医療的ケア児（者）の支援を行うにあたり必要な利用前支援を行う ※利用前支援・・・医療的ケアの実施方法の確認、 当該医療的ケア児（者）の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを 利用するにあたり必要な情報の把握 ・利用前支援の内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、利用者・家族・短期入所の職員と共有する ※開始した日のみ算定可 ※<u>同一短期入所事業所においては１度限りの算定</u>とするが、当該事業所を１年以上利用していない場合には算定可。
Ⅱ	500 単位	・当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、情報通信機器を用いて、医療的ケア児（者）の支援を行うにあたり必要な利用前支援を行う ※利用前支援・・・医療的ケアの実施方法の確認、 当該医療的ケア児（者）の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを 利用するにあたり必要な情報の把握 ※開始した日のみ算定可 ※利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、個人情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、当該医療的ケア児（者）又はその家族に同意を得ること。

★医療型短期入所サービス費ⅠⅡⅢを算定している事業所が<u>算定可</u>。
★福祉型短期入所サービス費（福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定）を算定している場合は<u>算定不可</u>。

⑪ 集中的支援加算

Ⅰ	1000 単位 ／1月4回 （3月以内）	対象者（※1）となる強度行動障害児者の状態が悪化した場合に、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに**3月以内の期間**に限り**1月に4回を限度**として加算。
		★集中的な支援は、具体的には、次のアからエまでを実施する。なお、集中的な支援の実施に当たっては、別途通知（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」）を参照。 ア 広域的支援人材は当該者が利用する事業所等と当該者のアセスメントを行った上で集中的支援実施計画を作成し、指定短期入所事業所及び指定計画相談支援事業所 に 共有すること。集中的支援実施計画の様式は別に定める。 イ 集中的支援実施計画の作成においては、当該者の家族等への説明を充分に行うこと。 ウ 広域的支援人材は集中的支援実施計画に基づいて、当該者や当該事業所の状況に応じて、当該者への支援の内容を確認し、当該計画の修正等を行い、指定短期入所事業所及び 指定計画相談支援事業所と共有を行う。 なお、広域的支援人材は集中的支援実施計画において、おおむね月に 1 回以上の頻度で見直しを行うこと。 エ 広域的支援人材は集中的支援を実施した後、実施報告書を支給決定を行った市町村に提出し、実績報告の写しを都道府県に提出する。 実施報告書の様式は別に定める。
Ⅱ	500 単位 ／1日 （3月以内）	対象者（※1）となる強度行動障害児者の状態が悪化した場合に、集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた事業所で、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合に**3月以内の期間**について、**1日につき**加算。 ※Ⅱを算定する場合はⅠも算定可能。
		★集中的支援を行うことができる具体的な体制については、次のア及びイ又はウのいずれかを満たすものとする。 ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制がある。 イ 標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けている。 ウ 都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修に講師等で協力している。

※1　＜対象者＞①②両方満たす者

①以下のア又はイに該当する者
ア）　障害福祉サービスの利用希望があるにも関わらず利用できておらず、在宅生活において強度行動障害を有する者の状態が悪化することにより、生活を維持することが難しくなった状態にある者
イ）　障害福祉サービス（訪問系サービスを除く。）を利用している強度行動障害を有する者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービスの利用や生活を維持することが難しくなった状態にある者

②当該者の状態を把握している者（指定短期入所事業所の職員や当該者が利用している指定計画相談支援事業所の職員等）からの申請があった場合に、集中的支援が必要であると市区町村が判断した者

⑪ 集中的支援加算

都道府県の主な役割

●事前準備
・広域的支援人材の選定、名簿管理及び区市町村等に対する情報共有
・居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等の選定、名簿管理及び区市町村等に対する情報共有

●集中的支援加算実施にあたっての調整
①区市町村を通じて事業所等から集中的支援実施依頼を受け、名簿から広域的支援人材等を選定し、集中的支援の実施を要請
※ただし、児童については、児相設置区（8区）を除いて、施設から都に直接依頼
②実施依頼のあった区市町村に対して、広域的支援人材の選定状況等について連絡

●集中的支援加算実施状況の把握
・広域的支援人材より、「集中的支援実施計画」の写しを受領
・広域的支援人材より、集中的支援実施終了後「集中的支援実施報告書」の写しを受領

事前準備

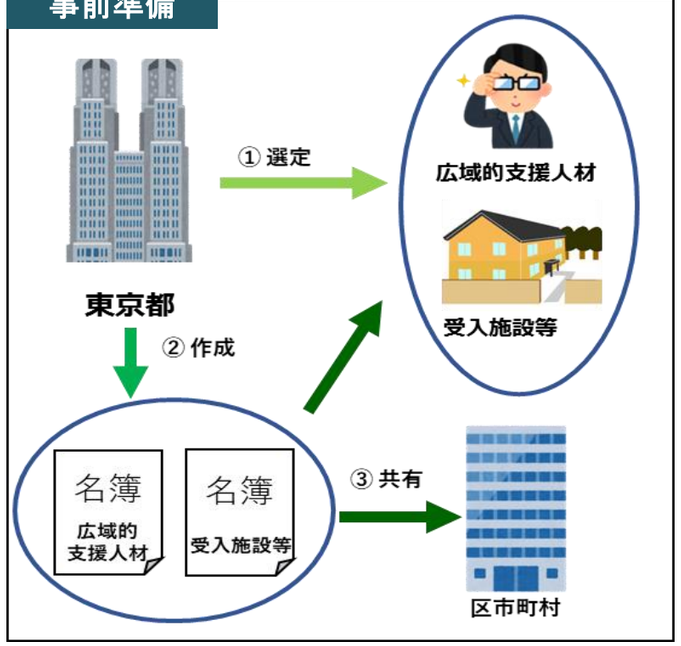

集中的支援実施の概要

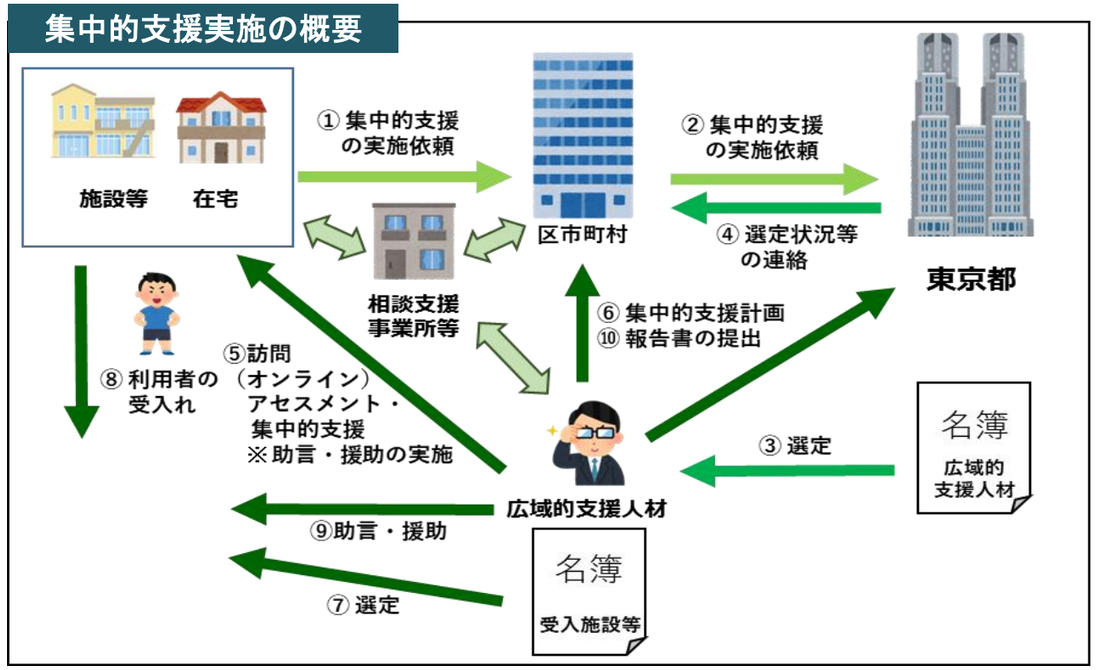

障障発0307第１号
こ支障第11号
令和７年３月７日

都道府県
各　指定都市　障害福祉・児童福祉主管部（局）長　殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公　印　省　略）

こども家庭庁
支援局障害児支援課長
（公　印　省　略）

福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について（令和７年度分）

福祉・介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定において福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年10月には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和４年10月には福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。

さらに、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

加算の算定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「こども家庭庁長官が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

なお、本通知は、令和７年度の福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出から適用することとし、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和５年３月10日付け障障発0310第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）は令和７年３月31日をもって廃止する。

記

１．基本的考え方

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行った。

具体的には、旧３加算（福祉・介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）をいう。以下同じ。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和６年６月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下単に「処遇改善加算」という。）への一本化を行うとともに、加算率の引上げや配分方法の工夫を行った。

さらに、令和６年度補正予算においては、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉（障害児支援）人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する事業として、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業を盛り込み、障害福祉現場における更なる賃上げに向けた支援を行うこととしている。

また、処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、事業者の事務負担等に配慮し、令和７年度中は経過措置期間を設けることとする。具体的には、３③から⑤までに規定するキャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについて、令和７年度中に取得要件を整備することを誓約した場合は、令和７年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また、３⑧に規定する職場環境等要件について、令和７年度中に要件を整備することを誓約した場合は、令和７年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。

２．処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等

（１）処遇改善加算の単位数

処遇改善加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算を除く。）を加えた１月当たりの総単位数に、加算区分ごとに、別紙１表１－１に掲げるサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。また、別紙１表１－２のとおり、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、処遇改善加算の算定対象外とする。

（２）賃金改善の実施に係る基本的な考え方

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、処遇改善

加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、本通知５（２）の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

また、令和７年度に、令和６年度と比較して増加した加算額（処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの上位区分への移行及び新規算定によるもの。）について、障害福祉サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、福祉・介護職員（※）への配分を基本とし、特に経験・技能のある障害福祉人材（介護福祉士等であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。具体的には、福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員（別紙１表５の例示を参考）のいずれかに該当する者であるとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとするが、障害福祉サービス事業者等の判断により、福祉・介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

（※）福祉・介護職員は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、就労定着支援員、就労選択支援員、地域生活支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職

各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

① 就労継続支援Ａ型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）

② 就労継続支援Ｂ型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

（３）令和６年度の加算額の一部を令和７年度に繰り越した障害福祉サービス事業者等における取扱い

令和６年度においては、障害福祉サービス事業者等の判断により、令和６年度に令和５年度と比較して増加した加算額の一部を令和７年度に繰り越した上で令和７年度分の賃金改善に充てることを認め、令和６年度分の加算の算定額の全額を令和６年度分の賃金改善に充てることは求めないこととした。

その際、令和７年度の賃金改善の原資として繰り越す額（以下「繰越額」という。）の上限は、令和６年度に、仮に令和５年度末（令和６年３月）時点で算定していた旧３加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和６年度の処遇改善加算及び旧３加算の加算額（処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。）を比較して増加した額とし、繰越額については、全額を令和７年度の更なる賃金改善に充てることについて誓約した上で、令和７年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとしている。（ただし、令和７年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となった場合には、その時点で、当該繰越分の残額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととしている。）

そのため、令和６年度の処遇改善計画書において繰越額の全額を令和７年度の更なる賃金改善に充てることを誓約した障害福祉サービス事業者等については、令和７年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を行うこと。

３．処遇改善加算の要件

処遇改善加算Ⅰの算定に当たっては、２に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、処遇改善加算Ⅱについては⑦の要件、処遇改善加算Ⅲについては⑥及び⑦の要件、処遇改善加算Ⅳについては⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算又は令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月31日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ（２）、（４）、（７）、（９）若しくは（13）を算定していた事業所につい

ては適用しない。

① 月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）

処遇改善加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てること。

なお、処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。

② 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）

令和６年５月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月31日までの間において、新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、令和７年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和６年５月以前に旧３加算を算定していなかった事業所及び令和６年６月以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。令和７年度に本要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度となる令和７年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和６年６月から処遇改善加算Ⅴ（１）（旧ベースアップ等加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和７年４月から処遇改善加算Ⅰを算定する場合は、令和７年４月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和７年度の実績報告書で報告しなければならない。

なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、処遇改善加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別紙１表３に掲げる処遇改善加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第４位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。

③ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

次の一から三までを全て満たすこと。

一　福祉・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

二　一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

三　一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

④ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

次の一及び二を満たすこと。

一　福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。

ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二　一について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

⑤ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

次の一及び二を満たすこと。

一　福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。

ａ　経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取

得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

二　一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

⑥　キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

経験・技能のある障害福祉人材のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

・　小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難な場合
・　年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

⑦　キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）の届出を行っていること。

※　重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。

⑧　職場環境等要件

処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙１表４に掲げる処遇改善の取組を実施すること。

その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙１表４の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに１以上の取組を実施すること。

また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑱は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施すること。ただし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

ただし、令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式２―３及び別紙様式２―４に定める様式により、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。

４．処遇改善加算の算定に係る事務処理手順

令和７年度に処遇改善加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、それぞれの期日までに以下の届出を行うこと。

（１）体制等状況一覧表等の届出（体制届出）

処遇改善加算の算定に当たっては、障害福祉サービス事業所等ごとに、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式の提出（以下「体制届出」という。）を行うこと。

その際、算定を開始する月の前月15日までに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等（当該障害福サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場合は市町村長とする。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、令和７年４月から新規に処遇改善加算を算定し始める場合又は処遇改善加算の区分を変更する場合の体制届出の期日は、<u>令和７年４月１日</u>とする。ただし、下記（２）のとおり、処遇改善計画書の届出期日が令和７年４月15日であることを踏まえ、都道府県知事等は、処遇改善加算に係る体制届出の期日を令和７年４月15日としても差し支えない。また、体制届出の期日を令和７年４月１日とする場合であっても、都道府県知事等は、令和７年４

月15日までの間に障害福祉サービス事業者等が届け出た処遇改善加算の算定区分の変更等を受け付ける等、柔軟な取扱いとすること。

（２）処遇改善計画書等の作成・提出

処遇改善加算の算定に当たっては、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」以下「大臣基準告示」という。）第２号イ（２）等に規定する福祉・介護職員等処遇改善計画書を、別紙様式２－１及び別紙様式２－２に定める様式により作成し、当該事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに、処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて２年間保存することとする。なお、確認の事務に要する時間が十分確保できる場合等において、都道府県知事等は処遇改善計画書の提出期日を延長しても差し支えない。

ただし、令和７年４月及び５月の処遇改善加算の算定に係る処遇改善計画書の提出期日は、令和７年４月15日とする。

（３）実績報告書等の作成・提出

処遇改善加算を算定した障害福祉サービス事業者等は、大臣基準告示第２号イ（４）等に規定する実績の報告を、別紙様式３－１及び別紙様式３－２に定める様式により作成の上、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて２年間保存することとする。

このため、令和７年度の実績報告書の提出期日は、令和８年３月分の処遇改善加算の支払が令和８年５月であることから、通常の場合、令和８年７月31日となる。

（４）複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等については、別紙様式２及び３の処遇改善計画書等について、事業者（法人）単位で一括して作成して差し支えない。

その際、処遇改善計画書等は、各障害福祉サービス事業所等の指定等権者である都道府県知事等に対して、それぞれ上記（１）から（３）までに記載の期日までに、届出を行うこと。なお、各障害福祉サービス事業所等の指定等権者に提出する処遇改善計画書等の記載事項は、「提出先」の項目以外は同一の内容で差し支えない。

５．都道府県知事等への変更等の届出

（１）変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に変更（次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式４の変更に係る届出書（以下「変更届出書」という。）を届け出ること。

また、⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。

なお、届出の期日については、変更後の処遇改善加算の算定を開始する月の前月15日までに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、変更届出書及び別紙様式２－１を提出すること。

② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合は、変更届出書並びに別紙様式２－１の２、３（１）、（２）及び（５）並びに別紙様式２－２を提出すること。

③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況に変更（算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、別紙様式２－１の２及び３（１）から（６）まで並びに別紙様式２－２を提出すること。

④ キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）に関する適合状況に変更があり、算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合は、配置等要件の変更の内容を変更届出書に記載し、別紙様式２－１の３（６）及び別紙様式２－２を提出すること。

また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、３か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。

⑤ また、算定する処遇改善加算の区分の変更を行う場合及び処遇改善加算を新規に算定する場合には、変更届出書及び別紙様式２－１及び別紙様式２－２を提出すること。

⑥ 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要を変更届出書に記載し、提出すること。

（２）特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。以下この５において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式５の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。なお、年度を超えて福祉・介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の処遇改善加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

① 処遇改善加算を算定している障害福祉サービス事業所等の法人の収支（障害福祉サービス等事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

② 福祉・介護職員（その他の職種を賃金改善の対象としている障害福祉サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この５において同じ。）の賃金水準の引き下げの内容

③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み

④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

６．届出内容を証明する資料の保管及び提示

処遇改善加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、処遇改善計画書の提出に当たり、処遇改善計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ　労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、別紙様式２－１の３（３）のうちキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、別紙様式２－１の３（４）のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。

ロ　労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

７．処遇改善加算の停止

都道府県知事等は、処遇改善加算を取得する障害福祉サービス事業者等が以下の（１）又は（２）に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して処遇改善計画書を作成している場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。指定等権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

（１）処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら５（２）の特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合

（２）虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

８．処遇改善加算の算定要件の周知・確認等について

都道府県等は、処遇改善加算を算定している障害福祉サービス事業所等が処遇改善加算の算定要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努めること。また、処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業者等は、以下の点に努めること。

（１）賃金改善方法の周知について

処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても福祉・介護職員等に周知すること。

福祉・介護職員等から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

（２）労働法規の遵守について

処遇改善加算の目的や、大臣基準告示第２号イ（５）等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

９．その他

（１）障害福祉分野の文書に係る負担軽減に関する取組について

処遇改善加算の様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

①　別紙様式は、原則として、都道府県等において変更を加えないこと。

②　処遇改善計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての障害福祉サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。

③　別紙様式について押印は要しないこと。

（２）処遇改善加算の取得促進について

障害福祉サービス事業者等における処遇改善加算の新規算定やより上位の区分の算定に向けた支援を行う「障害福祉サービス事業所等サポート事業」を適宜活用されたい。また、国が当該事業を行うに当たっては、ご協力をお願いしたい。

（３）令和６年度の処遇改善加算及び旧３加算に係る届出について

本通知は令和７年度の処遇改善加算に係る届出に適用することとし、令和６年度の処遇改善加算及び旧３加算の届出は、福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和６年３月26日付け障障発0326第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及び令和６年３月26日付けこ支障第86号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）に基づき行うものとする。

以上

処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和４年度改定後）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

■対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること

➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

福祉・介護職員等**特定処遇改善加算**

■対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。

➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること

➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ

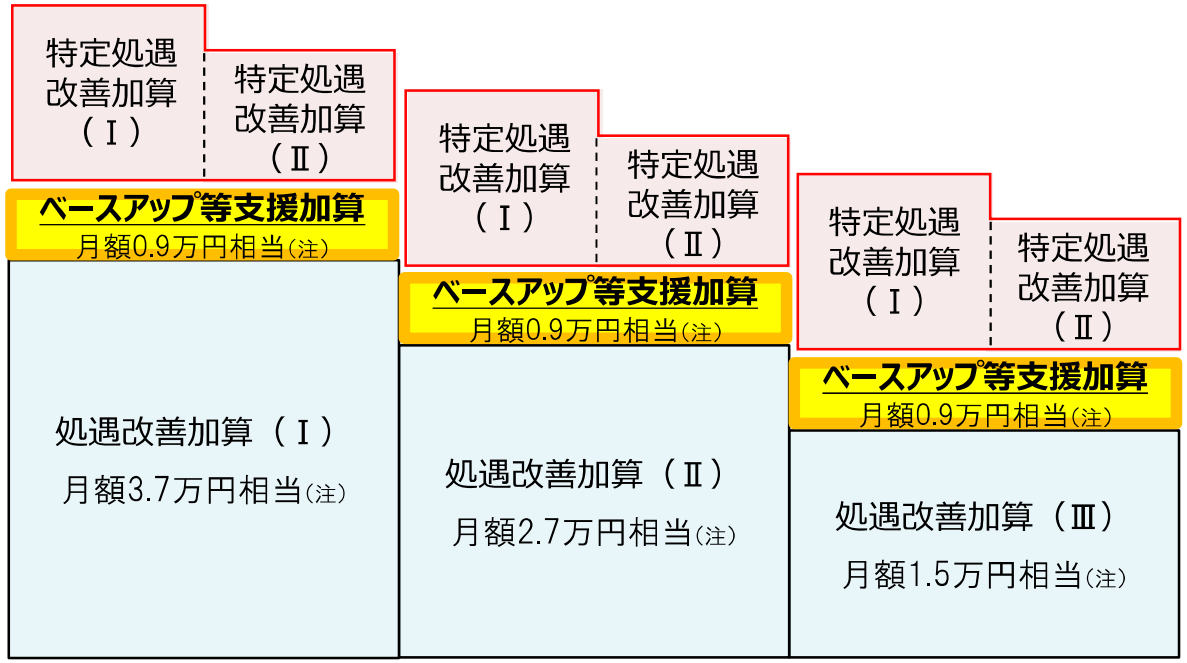

注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。

福祉・介護職員**処遇改善加算**

■対象：福祉・介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、①＋②＋③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①＋②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

＜キャリアパス要件＞

①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること

②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること

③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

＜職場環境等要件＞

賃金改善を除く、職場環境等の改善

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和６年６月～）

○　障害福祉現場で働く方々にとって、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

○　福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※　一本化後の加算については、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

※　令和６年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）　既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）

加算率		要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	**新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a.　処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b.　特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c.　ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	**新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 改善後の賃金年額440万円以上が１人以上 • 職場環境の更なる改善、見える化**【見直し】** ~~• グループごとの配分ルール【撤廃】~~	a.　処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b.　特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c.　ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	**新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a.　処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b.　ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	• **新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分** • 職場環境の改善（職場環境等要件）**【見直し】** • 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a.　処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b.　ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は生活介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和６年４月から現行の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和６年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)～(14)を設け、現行の３加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

現行制度から一本化後の福祉・介護職員等処遇改善加算への移行

○ 現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和７年３月までの間に限り設置。

○ 新加算Ⅴは、令和６年５月末日時点で、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（現行３加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合を除く。）。

○ 新加算Ⅴは、**現行３加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるようにする経過措置。

○ 新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。

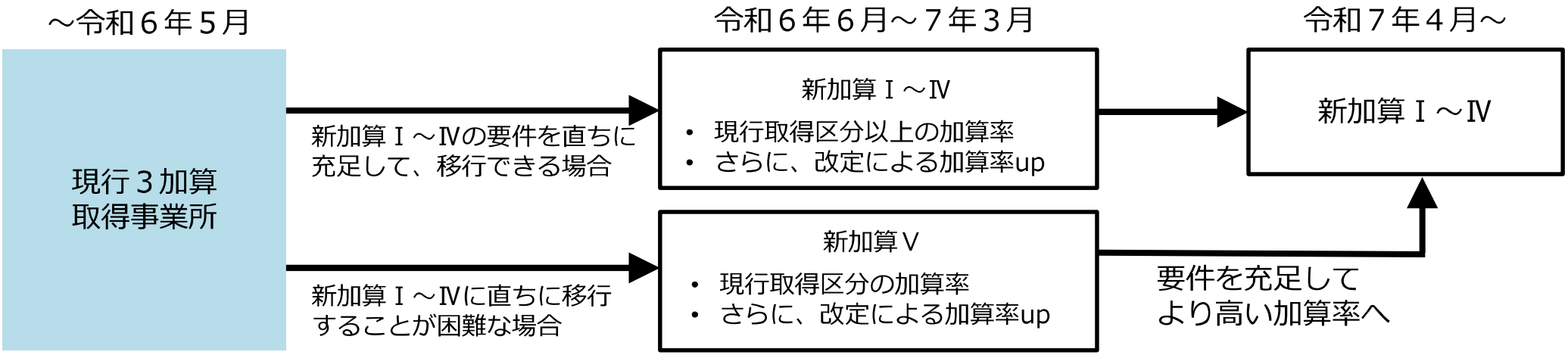

※加算率は生活介護の例。

福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率及び算定要件（対応する現行３加算の区分）	Ⅴ（1）	Ⅴ（2）	Ⅴ（3）	Ⅴ（4）	Ⅴ（5）	Ⅴ（6）	Ⅴ（7）	Ⅴ（8）	Ⅴ（9）	Ⅴ（10）	Ⅴ（11）	Ⅴ（12）	Ⅴ（13）	Ⅴ（14）
	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
福祉・介護職員処遇改善加算	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	算定なし	Ⅱ	Ⅰ	算定なし	Ⅱ	算定なし	算定なし
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

令和６・７年度の処遇改善加算の配分方法

○　障害福祉の現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和６年度に＋2.5%、令和７年度に＋2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。

○　こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について２年分を措置しており、令和７年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。

※　今回の報酬改定では、処遇改善分について２年分を措置し、３年目の対応については、令和８年度予算編成過程で検討する。

※　前倒しした令和６年度の加算額の一部を、令和７年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

（具体的な取扱い）

・　新加算の加算額については、令和６・７年度の２か年で全額が賃金改善に充てられていればよいこととする。

・　令和６年度の加算額のうち、令和７年度に繰り越した部分については、その金額を令和６年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和７年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。

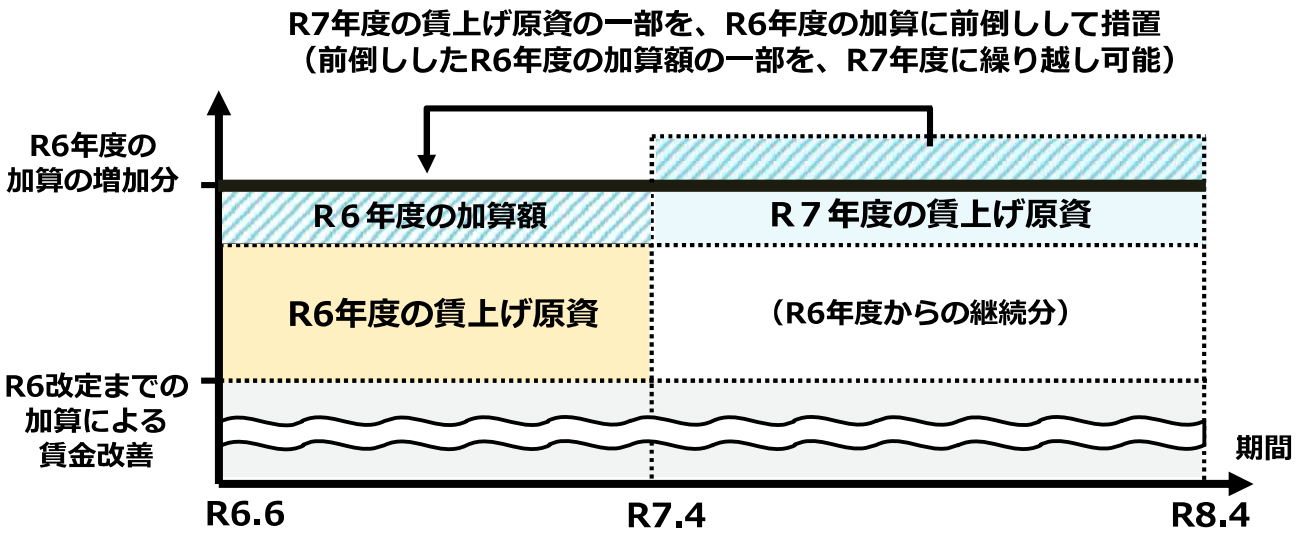

賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。

参考
○新規の届出について
前月１５日までに提出いただければ、翌月から適用可能です。
例：６月１６日～７月１５日までに届出があった場合、８月から適用可能

事務連絡
令和７年３月２８日

都内　障害福祉サービス事業所・施設　御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

１　概要

令和７年度（令和７年４月サービス提供分から令和８年３月サービス提供分）において、令和７年度福祉・介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和６年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和７年４月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

２　提出期間

令和７年３月２８日(金)から令和７年４月１５日（火）　23時59分まで

※上記期限は、福祉・介護職員等処遇改善加算を４月又は５月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。
※上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員等処遇改善加算は６月以降の適用となります。
（４月１６日～５月１５日までに提出いただいた場合は６月適用になります。）

３　提出書類

障害者サービス情報より計画書のダウンロードをお願いいたします。
（書式ライブラリー一覧）
※厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も障害者サービス情報にアップロードされておりますので、併せてご確認ください。
※障害については、体制等状況一覧表等の届出（体制届出）の提出は不要です。

４　提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。
【加算計画書】令和７年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書届出について
https://logoform.jp/form/tmgform/939218

※来庁されての持込や、郵送・ＦＡＸ・メールによる提出は、受け付けておりません。
※提出が都に到達した場合、入力されたメールアドレス宛に「送信完了メール」が届きます。
※提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」も併せて御確認ください。

５　お問合せ

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和７年３月２８日（金）から令和７年４月７日（月）までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

【加算問合せフォーム】令和７年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書等について
https://logoform.jp/form/tmgform/952351

６　その他

・障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金については、別に計画書の提出が必要になります。
また、補助金の要件には、令和７年４月から処遇改善加算の取得等が要件となっておりますので、御注意ください。
・今後も、処遇改善加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただく予定です。つきましては、**東京都へのメールアドレスの登録をお願いいたします。登録については、東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している各サービス窓口まで、御問合せください。**

●処遇改善加算の再編・統合に伴う激変緩和措置として設けられた福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)につきましては、令和７年３月３１日をもって終了します。令和７年４月１日以降は加算Ⅴ(1)～(14)を算定することはできません。

東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課　処遇改善担当

Ⅱ　都加算について

7　都加算制度の概要

■目的

区市町村が支出する障害者（児）短期入所事業等に要する経費に対し、東京都がその一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ること。

■項目

○障害支援区分毎の単価の設定（障害支援区分に応じ、重度の利用者を支援する事業者の努力を評価）

○医療連携体制加算(Ⅳ)－(1)、(Ⅳ)－(2)、(Ⅳ)－(3)、(Ⅶ)、(Ⅷ)（医療支援を必要とする利用者を受け入れる事業者の努力を評価）

・事業者が国加算の医療連携体制加算を取得した場合に、都加算を上乗せすることで、医療支援を必要とする利用者の受け入れを促進する。

○精神科医療連携体制加算（精神科医療との連携を評価）

・精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療や家族との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備し、当該精神障害者の地域生活を支援している事業所を評価する。

■補助要件

（1）　3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。
（2）　事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は適宜更新を行っていること。原則、都に事業計画を提出すること。
（3）　上記（1）及び（2）に係る書類について、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

基本額（ 国1 ＋ 都1 ） ＋ 加算（ 国2 ＋ 都2 ）

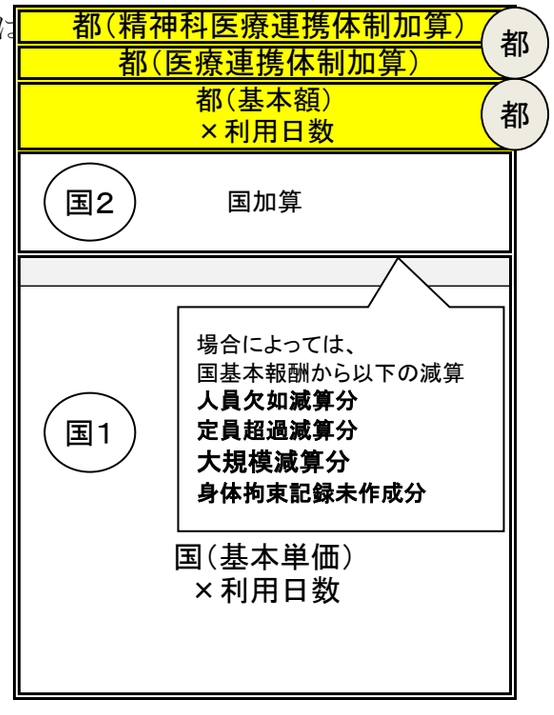

８ 都加算単価表

１　障害者短期入所（２の場合を除く）

（１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分５	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分４	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分３	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分２	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分１	0	5	35	126	187	308	400	490

（２）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	1,683	1,827	1,863	1,970	2,041	2,185	2,292	2,400
区分５	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分４	2,382	2,457	2,476	2,534	2,572	2,647	2,703	2,760
区分３	2,663	2,721	2,735	2,779	2,807	2,865	2,908	2,950
区分２	2,764	2,805	2,816	2,846	2,867	2,908	2,939	2,970
区分１	44	85	96	126	147	188	219	250

（３）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分５	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分４	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分３	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分２	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分１	0	5	35	126	187	308	400	490

（４）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	1,683	1,827	1,863	1,970	2,041	2,185	2,292	2,400
区分５	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分４	2,382	2,457	2,476	2,534	2,572	2,647	2,703	2,760
区分３	2,663	2,721	2,735	2,779	2,807	2,865	2,908	2,950
区分２	2,764	2,805	2,816	2,846	2,867	2,908	2,939	2,970
区分１	44	85	96	126	147	188	219	250

（５）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分５	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分４	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分３	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分２	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分１	0	5	35	126	187	308	400	490

２　障害者短期入所（区分６から４の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

（１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	10,210	10,429	10,485	10,650	10,761	10,980	11,145	11,310
区分５	11,756	11,943	11,990	12,130	12,223	12,410	12,550	12,690
区分４	13,268	13,422	13,460	13,577	13,654	13,808	13,924	14,040

（２）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	7,522	7,799	7,869	8,077	8,216	8,494	8,702	8,910
区分５	9,056	9,302	9,363	9,546	9,668	9,913	10,097	10,280
区分４	10,580	10,792	10,844	11,004	11,110	11,322	11,481	11,640

（３）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	8,160	8,424	8,490	8,688	8,820	9,085	9,282	9,480
区分５	9,605	9,839	9,897	10,071	10,187	10,421	10,596	10,770
区分４	11,061	11,263	11,313	11,465	11,566	11,768	11,919	12,070

（４）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	7,003	7,147	7,183	7,290	7,361	7,505	7,612	7,720
区分５	7,832	7,958	7,989	8,083	8,146	8,272	8,366	8,460
区分４	10,162	10,237	10,256	10,314	10,352	10,427	10,483	10,540

（５）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分６	4,304	4,505	4,556	4,706	4,807	5,009	5,160	5,310
区分５	5,132	5,316	5,362	5,499	5,591	5,775	5,913	6,050
区分４	7,474	7,607	7,639	7,740	7,807	7,940	8,041	8,140

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保８７２－１
清瀬療護園	清瀬市竹丘３－１－７２
立川療護園　はごろもの音	立川市羽衣町２－６３－３
短期入所　みずき	府中市朝日町３－１７－５
楽短期入所事業所	あきる野市上代継８４－６
八王子療護園	八王子市館町２８３７
アミークス東糀谷	大田区東糀谷６－４－１７
竹の塚あかしあの杜なごみ	足立区竹の塚７－１９－１１
障害者支援施設　江古田の森	中野区江古田３－１４－１９
清瀬喜望園	清瀬市竹丘３－１－７２

３　障害児短期入所

（１）福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分３	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分２	1,097	1,243	1,280	1,391	1,463	1,611	1,721	1,830
区分１	0	5	35	126	187	308	400	490

（２）福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分３	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分２	2,238	2,305	2,320	2,371	2,404	2,470	2,520	2,570
区分１	44	85	96	126	147	188	219	250

（３）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分３	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分２	1,097	1,243	1,280	1,391	1,463	1,611	1,721	1,830
区分１	0	5	35	126	187	308	400	490

（４）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分３	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分２	2,238	2,305	2,320	2,371	2,404	2,470	2,520	2,570
区分１	44	85	96	126	147	188	219	250

（５）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分３	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分２	1,097	1,243	1,280	1,391	1,463	1,611	1,721	1,830
区分１	0	5	35	126	187	308	400	490

４　医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
（Ⅳ）－１	698	929	986	1,159	1,274	1,505	1,678	1,850
（Ⅳ）－２	436	580	616	724	796	940	1,048	1,156
（Ⅳ）－３	349	465	493	580	637	753	839	925
（Ⅶ）	3,950	4,070	4,100	4,190	4,250	4,370	4,460	4,550
（Ⅷ）	790	814	820	838	850	874	892	910

５　精神科医療連携体制加算

３３０円　（級地は問わない。）

９　医療連携体制加算・精神科医療連携体制加算

１　医療連携体制加算

加算名			都加算基準額	国単価（単位／日）	内容・要件等
医療連携体制加算	（Ⅰ）			358	看護の提供（非医療ケア・1時間未満）
	（Ⅱ）			705	看護の提供（非医療ケア・1時間以上2時間未満）
	（Ⅲ）			1,400	看護の提供（非医療ケア・2時間以上）
	（Ⅳ）	（1）	11,450	960	看護の提供（医療ケア・1人・4時間未満）
		（2）	7,156	600	看護の提供（医療ケア・2人・4時間未満）
		（3）	5,725	480	看護の提供（医療ケア・3～8人・4時間未満）
	（Ⅴ）	（1）		1,600	看護の提供（医療ケア・1人・4時間以上）
		（2）		960	看護の提供（医療ケア・2人・4時間以上）
		（3）		800	看護の提供（医療ケア・3～8人・4時間以上）
	（Ⅵ）	（1）		2,000	看護の提供（高度医療ケア・1人・8時間以上）
		（2）		1,500	看護の提供（高度医療ケア・2人・8時間以上）
		（3）		1,000	看護の提供（高度医療ケア・3～8人・8時間以上）
	（Ⅶ）		9,550	500	喀痰吸引指導
	（Ⅷ）		1,910	100	喀痰吸引実施（介護職）
	（Ⅸ）			100	看護職員配置or訪看提携

※　区部（1単位11．2円）として計算
※　国加算の医療連携体制加算を算定している場合、1日につき、以下により都加算を算定できます。
（都加算額）　＝　（都単価）　－　（国加算額）※国単位 × 級地別単位数単価

２ 精神科医療連携体制加算

加算名	都単価（円／日）	国単価（円／日）	内容
精神科医療連携体制加算	330	－	精神障害者のみを主たる対象としている事業所において、精神科医療との連携を図れる専門職を配置し、利用者の地域生活の継続のために、必要に応じて家族や医療機関等との連携を行った場合に加算

・要件

①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。
・事業所の主たる対象者が精神障害者のみである。
・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている（精神保健福祉士等の有資格者）。
※常勤、非常勤ともに可。一体的に支援を行う共同生活援助事業等の従事者が兼務している場合も可
※必要に応じて家族や医療機関等と連携をとるのに十分な時間配置すること。
・医療連携体制加算（Ⅸ）を算定できる事業所として都に届け出ていない。
②対象者が、精神障害者として支給決定を受けていること。
③生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。
また、これらについて、最低5年間記録を保存しておくこと。

＜よくある問合せ＞

Q1　「精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職」とは有資格者の配置が必須か。

A1　有資格者の配置を必須とさせていただきます。 なお、対象の資格は、基本的には精神保健福祉士としていますが、その他に公認心理師、作業療法士、社会福祉士等の配置でも要件を満たすものといたします。なお、医療連携体制加算（Ⅸ）の対象となる保健師、看護師は対象となりません。

Q2　精神科医療連携体制加算について、事業所の利用者全員が算定可能か。また、算定は連携を行った日に限られるのか。

A2　精神科医療連携体制加算について都に届け出ている事業所の利用者のうち、受給者証に「精神障害者」として記載がある方は全ての方が加算対象となります。また、連携は必要に応じて行っていただくものですので、連携を行っていない日であっても算定可能です。

Q3　精神科医療連携体制加算について、連携の内容はメール等の連絡でもよいか。また、精神科以外の診療科との連携も算定要件を満たしていると考えられるか。

A3　利用者の状況や支援の内容によっては、電話、メール、FAXでも結構です（一方向的な連絡でなく双方向的な情報交換、指示、助言などの連携が必要です）。なお、精神科以外の診療科目への受診等は、加算の趣旨を鑑みて、算定要件の対象になりません。

Q4　連携は専門職が必ず行わなければならないのか。

A4　原則として、専門職の方が行ってください。 専門職でない方が行う場合は、専門職の方の指示に基づいて行っていただき、専門職の方が状況を把握できるよう情報を共有してください。

様式

受付番号	

都使用欄です。何も記載しないでください。

精神科医療連携体制加算に係る届出書

届出を行う年月日を記載してください。

年　月　日

東京都福祉局長　殿

所在地
届出者　　名　称
代表者職・氏名　　印

東京都障害者障害児（者）短期入所事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

1又は2に〇を付けてください。

異動区分		1　新規　　2　終了		
異動年月日		年　月　日		
事業所	フリガナ 事業所名称			
	主たる事業所の所在地	（郵便番号　－　）		
		（ビルの名称等）		
	事業所番号		主たる対象	
	医療連携体制加算（Ⅸ）の届出		1　届出有　　2　届出無	
	専門職	氏　名	資格名	兼務している職種

＜新規の場合＞
算定を開始する年月日を記載してください。
毎月15日締め切りで翌月1日から算定可能です。
（例）　届出年月日　令和3年5月15日　⇒　異動年月日　令和3年6月1日
　　届出年月日　令和3年5月16日　⇒　異動年月日　令和3年7月1日

＜終了の場合＞
算定要件を満たさなくなった年月日を記載してください。

医療連携体制加算（Ⅸ）を届け出ている事業所は、当該加算を算定できません。

必要に応じて行を追加して使用してください。
対象となる資格は、原則として、精神保健福祉士です。
※以下は対象の資格になりません。
・保健師　・看護師　・准看護師
（↑看護職員配置加算、医療連携体制加算（Ⅴ）の対象となるため）
・介護福祉士　（←主に身体介護の技術を評価する資格のため）

添付書類
1　専門職の資格証
2　職員配置状況確認調査票
3　その他必要な書類

10　都加算補助要件①（第三者評価受審）

■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月１日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。
※「受審を完了した月」:評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月
※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。
（受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。）

■ 第三者評価の実施

・　当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。
この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

■ その他

都単価には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

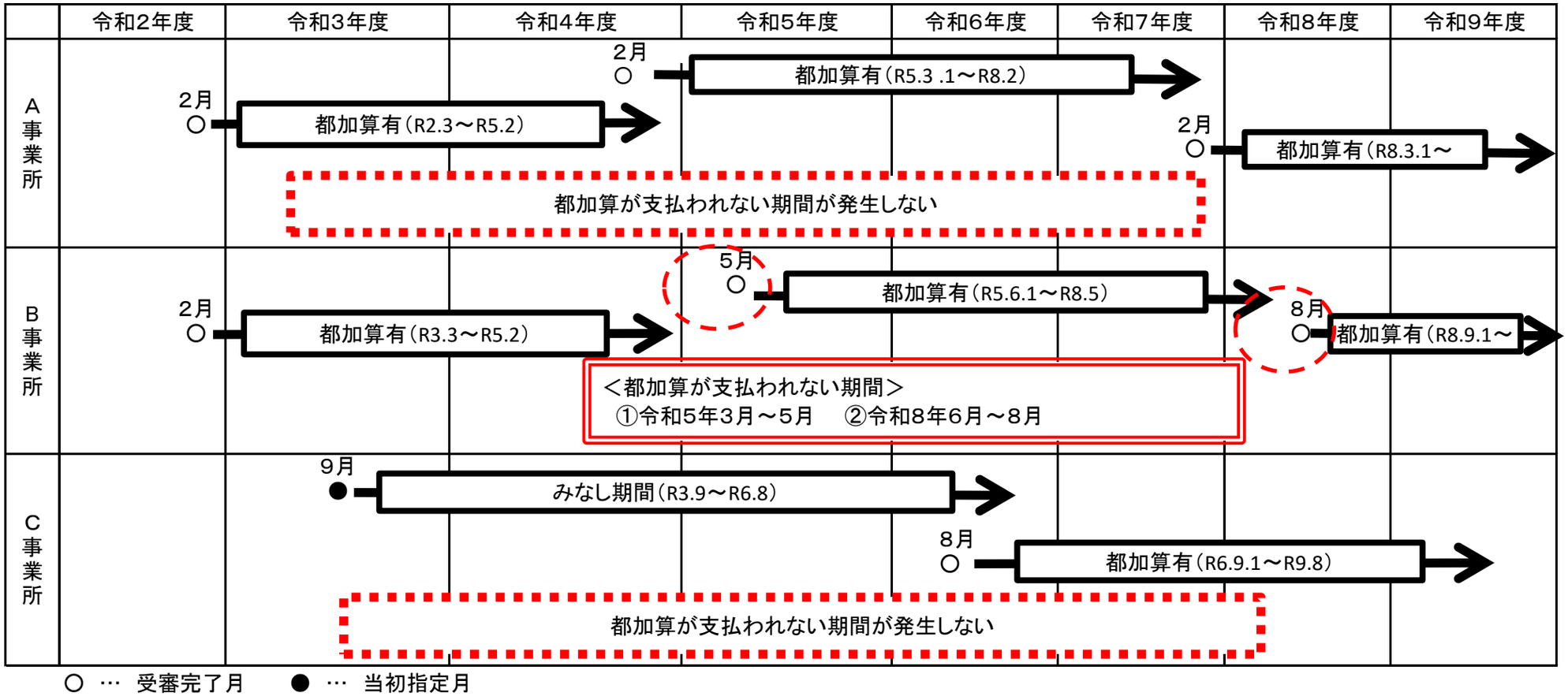

記入例

都 加 算 請 求 書（別 紙）
（短期入所）

第三者評価受審及び外部研修等受講の補助要件を確認するためのものです。経過措置期間の終了後は、必ず作成してください。

法人名称	社会福祉法人東京会
指定事業所番号	1 3 2 0 4 0 0 0 0 0
事業所名称	東京ホーム
事業所定員（前年度4月1日時点）	2人

『都加算請求書』を入力すると自動的に記載されます。

当初指定年月日　又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日	令和	0	5	年	0	6	月	3	0	日	

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。
※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。
※平成30年度から令和2年度までの間は空欄でも結構です。

「事業所定員」欄を入力すると、「必要研修受講者数」が自動的に記載されます。

外部研修等受講（前年度実績）

必要研修受講者数	1人

研修受講者氏名	研修受講年月日	研修名／研修開催者／研修概要
東京　二郎	令和6年2月1日	発達障害とは　～障害理解と支援の実践～ 東京〇〇センター 発達障害の理解と支援方法の例について

※前年度4月1日時点の事業所定員数を30で割った数以上の従業者が受講する必要があります。
※必要な研修受講者数が4名を超える場合は、複数枚ご提出ください。

参 考

福祉サービス第三者評価結果報告書（令和〇〇年度）

年　月　日

『都加算請求書（別紙）』にある「福祉サービス第三者評価受審完了年月日」はこちらの日付を記載してください。

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人　東京都福祉保健財団理事長　殿

認証評価機関番号　機構　－
電話番号
代表者氏名　印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名	担当分野	修了者番号
	①	□福祉　□経営	
	②	□福祉　□経営	
	③	□福祉　□経営	
	④	□福祉　□経営	
	⑤	□福祉　□経営	
	⑥	□福祉　□経営	
福祉サービス種別	短期入所		
評価対象事業所名称		指定番号	
現地調査をした短期入所			
現地調査をした短期入所の選定理由（複数選択可）	□ 短期入所の特徴 □ 前回の評価で訪問していない短期入所 □ 利用者調査結果 □ その他（　　）		
事業所連絡先	〒 所在地 TEL		
事業所代表者氏名			
契約日	年　月　日		契約日を入力してください。
利用者調査票配付日（実施日）	年　月　日		利用者調査票配付日（実施日）を入力してください。
利用者調査結果報告日	年　月　日		利用者調査結果報告日を入力してください。
自己評価の調査票配付日	年　月　日		自己評価の調査票配付日を入力してください。
自己評価結果報告日	年　月　日		自己評価結果報告日を入力してください。
訪問調査日	年　月　日		訪問調査日を入力してください。
評価合議日	年　月　日		評価合議日を入力してください。
コメント（利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入）			

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。
本報告書の内容のうち、
- ○ 機構が定める部分を公表することに同意します。
- ○ 別添の理由書により、一部について、公表に同意しません。
- ○ 別添の理由書により、公表には同意しません。

◉ クリア

年　月　日

事業者代表者氏名　印

都加算補助要件②　：　事業計画の作成等

■　要件の詳細

事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成すること。

・事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行ってください。

・新たに指定を受ける場合 や 事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、福祉保健財団をとおして都に事業計画を提出してください。

■　参考様式

東京都障害者サービス情報

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=080-002

「来庁時相談シート」の事業計画書（記載例）を参考に作成してください。

都加算補助要件③　：　書類の保存

■　要件の詳細

・補助要件①（福祉サービス第三者評価の受審）に係る書類は５年間保存してください。

・補助要件①及び②に係る書類について、都（福祉保健財団）又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出してください。